

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活 1

NO.149 (2025)

特集 資産形成の落とし穴

ー投資話にだまされないためにー

特集 1	怪しい投資話にだまされるのはなぜ?ー行動経済学の観点からー	1
特集 2	知っておきたい投資トラブルー4つの典型例を通じてー	5
消費者問題アラカルト	地震から命と生活を守る家作り	9
消費生活相談員が 知っておきたい裁判手続	民事保全	12
引越サービスを 安全・安心に利用するために	引越の前においてー見積り②ー	16
海外ニュース	<アメリカ> 乳幼児用歩行器の禁止を求めて <オーストラリア> 2024 年のシヨンキー賞は	20
消費者教育実践事例集	金融教育で障害者の QOL 向上をめざす ー特別支援学校での実践および 成人した障害者対象のお金の学びの機会ー	21
気になるこの用語	認識する AI (1)	23
暮らしの法律 Q&A	倉庫に預けた家財に発生したカビは補償してもらえる?	25
暮らしの判例	マンション駐車場での積雪転倒事故で駐車場使用契約の 債務不履行責任により損害賠償を認めた事例	26
誌上法学講座 多重債務に関連する法律	多重債務問題に関連する法律	30

特集1 怪しい投資話にだまされるのはなぜ？
—行動経済学の観点から—

本西 泰三 Motonishi Taizo

関西大学経済学部 教授

博士（経済学）。長崎大学専任講師・助教授、関西大学助教授を経て現職。現在の研究テーマは、消費者の金融行動・保健行動。とりわけ高齢者や若者の行動に関心を持っている

新NISAの導入などで、投資に関する環境は大きく変わりました。普通の人には縁遠かった「投資」は政府による推奨もあり、年配の人から若い人まで、今や一般の消費者が積極的に取り組む経済活動の1つになりました。しかし、投資商品（金融商品）の選択は、消費財を選択するのとはずいぶん異なる面があり、人々を戸惑わせているようです。このことを、「投資商品を販売する投資食堂」にやってきた人の気持ちになってもらう例え話で説明してみましょう。

とある「投資食堂」で

あなたが投資食堂に入ると、まずメニューの数に圧倒されます。数千種類の投資商品が並んでいて、いったいどこから見ていけばよいのかさっぱり分かりません。投資商品はすべて「お金」でできているので、食材は全部同じです。その日たまたま安くなっているお買い得商品もありますがありません。また投資商品は食べ飽きるということはないので、どれだけの量を買えばよいのかも分かりません。あなた（A）は恐る恐る店員（B）に尋ねます。A「儲かる（おいしい）投資商品を教えてくださいんですが……」生真面目な店員ならこう答えるでしょう。B「リスクや流動性が同じなら、儲けの見込みはほぼ同じですよ。もちろん、結果は商品によって違いますが……。あと、分かりづらい追加費用がかかる商品もあるので、それには注意してくださいね」A「リスク！それだけは勘弁してください。リスクのない投資商品はありますか？」B「ありますが、ほとんど儲かる見込みはないですよ。それでもいいで

すか？」A「……」

一般の消費財であれば、消費者は商品を選ぶためのさまざまな手掛かりを持っています。例えば食事であれば、自分の味の好みや空腹感、予算残高などです。こうした情報をもとに、消費者は主体的に商品を選んでいくことが、ある程度可能です。しかし投資商品の場合にはこのような分かりやすくはっきりした手掛かりはなく、あるのは将来の収益やリスクなどの理解の難しい抽象的な属性だけです。これに基づいて「どれくらいのリスクなら取れるか」といった重要な判断を求められても、消費者は戸惑うだけです。

また、確実に儲かる見込みが特に大きな投資商品、裏を返せば割安な投資商品が存在しないということも、消費者の頭にはすんなり入ってきません。投資商品は一般の消費財と異なり、受渡しや保管にほとんど費用がかかりません。このため、もし何らかの理由で割安な投資商品が市場に投入されたとしても、多くの人が一斉に買い入れようとするせいで値段が上がり、一瞬で割安ではなくなってしまいます。後から考えれば「あの時は割安だった」と思える投資商品は存在しますが、これは後知恵に過ぎません。また、費用と手間をかければ多少割安な投資商品は見つかるかもしれませんが、そこから得られる儲けの見込みは、かかった費用や手間とそう変わらないか、あるいは十分な知識や能力のない人であればそれらを下回るでしょう。

このような場面で、消費者はどのように投資商品を選ぶのでしょうか。商品選びの分かりやすい手掛かりが存在する一般消費財を選ぶ場合

であっても、消費者は広告やその時の気分などさまざまな要素に左右されて、合理的な選択を行うことができないことがよくあります。体重が増えるのが嫌なのに、つい目先の甘いものに手が伸びてしまうといった場合がこれに当たります。このような合理的な選択からのずれを「**バイアス(偏り)**」と呼びますが、これにはいくつかの特定のパターンがあります。選択のための分かりやすい手掛かりがない投資商品では、こうしたバイアスが果たす役割はいっそう大きくなると考えられます。

最近、SNS型投資詐欺が急増して、大きな社会問題となっています。これは、一般の消費者がSNSを通じて知り合った人の「こうすれば儲けられる」という誘いに応じて、偽の投資商品にお金をつぎ込んだ結果、返金してもらえなくなるというものです。被害金額が大きいことや、若い人も被害に遭^あっている点に特徴があります。こうしたSNS型投資詐欺を含む投資詐欺においては、合理的な観点からはとても考えられないような判断の誤りが、詐欺被害に遭う原因になっています。

次からは、こうした場面で働いていると思われる、いくつかのバイアスについて紹介します。

確認バイアス

消費者は普段から、「安くてよい商品をやっと見つけた」「満足できる収入が得られる仕事を見つけた」「よい人に巡^{めぐ}り合って助かった」といった経験をしたり、話を聞いたりしています。このように日常生活の中で、自分に有利な条件を考えて選択肢を探すのは、私たちにとってごく当たり前のことです。このため投資商品の選択に際しても、儲かる商品を一生懸命探そうとするのは、消費者にとって極めて自然な行動であると考えられます。ここで専門家が、「一生懸命探しても、特別儲かる投資商品はありませんよ」といくら言ったところで、彼らの耳には入らないかもしれません。これは、**自分の信念に反する情報を排除して、自分の信念に合った情報だけ**

受け入れがちな、人間の行動の偏り「確認バイアス」によって生じます。

私たちが自分の信念に反する情報を受け入れることは、大きなストレスを伴います。例えば、「努力はいつか報われる」と固く信じている人が、努力家の主人公が運のよいライバルにあっけなく敗れ去る結末を迎える映画を見たらどうなるでしょうか。この人はこの映画を見なければよかったと後悔し、記憶から消し去ろうとするかもしれません。この人が映画を見た結果、「努力はやはり報われないこともあるのかもしれない」と、考えを変える可能性は、それほど高くないのではないのでしょうか。

SNS型投資詐欺の被害者の中には、取引相手とやり取りする中で、「日本語が怪しげだと思った」「サイトのデザインに違和感があった」「法人名ではなく個人名の口座に入金するのはおかしいと思った」などと述べている人たちがいます。被害者は、こうした詐欺を疑わせる情報を、自分の信念「取引相手は自分を儲けさせてくれる」に反しているからと、排除してしまったわけです。これも確認バイアスの仕業です。こうして被害者は、手持ちのお金をすべて投資詐欺につぎ込んで、借金までして、もうこれ以上お金が払えなくなるという時点に至るまで、詐欺に気づかないことになるのです。

また複数の被害者は、数十人程度の参加者がいるLINEグループに誘導され、そこで投資の成功談を聞かされたと言っています。このグループの参加者の多くは「サクラ」であると考えられますが、こうした人たちが話す自分の信念に合った情報は、素直に受け入れてしまうため、いっそう投資への意欲を高めることとなります。これも確認バイアスの仕業です。

利用可能性ヒューリスティック

先程、被害者がLINEグループに招待されて、投資の成功談を聞かされる場合があることを書きましたが、このことは詐欺に引っかかりやすくする別のバイアスの原因にもなります。それは、**私**

たちが印象的ですぐに思い出しやすい事柄によって判断を下してしまう傾向を持っていること、すなわち「利用可能性ヒューリスティック」です。

「ヒューリスティック」は「直感」に近い意味を持っています。例えば、刑法犯罪の認知件数は2002年の約285万件から2021年には約57万件に、ほぼ直線的に、かつ劇的に減少していますが、私たちはどうしてもそれを実感することができません(ただしその後は新型コロナによる行動制限の緩和などにより2023年にかけて約70万件に増加しました)。私たちは犯罪の発生数を、統計や自分の経験から判断するのではなく、思い出しやすい犯罪報道がどのくらいあるかによって判断します。凶悪な犯罪は世間の注目を集め繰り返し報道されるため、私たちの記憶に刻まれます。記憶をたどったときにすぐ思い出せる事件が多ければ、私たちは、「犯罪は減っていない」と判断してしまうのです。

他人の体験談は、私たちの記憶に残りやすい情報の1つです。詐欺的な商品の広告で体験談がよく用いられるのはこのためです。逆に専門家の「特別儲かる投資商品はない」という抽象的で客観的な情報は、あまり記憶に残りやすいとはいえません。サクラに囲まれたLINEグループで、印象深い他人の成功談を頭に詰め込まれた被害者は、この投資が確実に儲かるものだと思い込まされてしまうのです。

自信過剰バイアス

被害者の中には、「自分は詐欺には気を付けているほうだと思っていた」「まさか自分が騙^{だま}されることはないと思っていた」と証言している人たちがいます。このように「自分は詐欺には騙^{だま}されない」という過度な自信を抱いていることも、人を詐欺に引っかかりやすくする傾向の1つであり、これを「自信過剰バイアス」といいます。投資詐欺の識別について、自分で推測する自分の能力の水準が、実際の自分の能力の水準よりも高ければ、自信過剰の状態にあるといえます。一般に、年配の人よりも若い人のほうが、自信過剰

になる傾向があります。

自信過剰の状態にあることは、必ずしも悪いことだとはいえません。例えば、新しい事業に乗り出そうとしている起業家や、新しい職場で働こうと考える労働者にとって、自信過剰は積極的で前向きな取り組みにつながり、成功の可能性を高める大切な要素になることがあります。しかし投資詐欺における自信過剰は、詐欺に気づきにくくなることに加え、「自分なら儲けられる」と、怪しい投資でも前向きに取り組んでしまうことになる可能性があり、二重の意味で危険です。SNS型投資詐欺における「投資」は、詐欺師によって操作されている場合が多いと思われ、スマホ等の画面上では手持ちの資金がどんどん増えていくように見えます。この成功体験によって被害者の自信過剰傾向はいっそう強くなると考えられます。

自信過剰を解消するための1つの方法は、投資詐欺や投資について教育することを通じて、実際の能力を高めることにより、自分で推測する自分の能力に追いつかせることです。しかしこのような教育は、逆にさらに自信過剰傾向を高めてしまう場合があるという厄介な一面もあります。人間は知識や経験が増えると、実際の能力以上に自信を高め、逆に自信過剰傾向を高めてしまうことがあるからです。運転免許を取った人が、はじめのうちは慎重に運転して事故を起こさなかったのに、しばらく運転の経験を積むと実際の能力以上に自信を持ってしまい、事故を起こしてしまうといった場合がこれに当たります。投資詐欺や投資に関する教育は重要ですが、そのことが、逆に消費者に儲け話に興味を抱かせたり、投資に対する過度な自信を植え付けたりするといったことにならないよう、十分注意しながら行う必要があります。

過度の信頼

SNS型投資詐欺の被害者の多くは、有名人や権威のある肩書の人が登場する広告や、知り合いを通じて連絡を取った、まったく面識のない

人とSNSを通じてつながったことが、詐欺被害のきっかけになっています。そして最初のうちは警戒していても、投資教育を受けたり親切なメッセージをもらったりするなかで次第に心を許してしまい、相手が提案する投資話に乗ってしまうという場合が多いようです。

SNSを通じて知っているだけの、会ったこともない相手を信用するのはおかしいという人がいるかもしれません。でも冷静に考えると、会ったこともないインフルエンサーの投稿を読んで心を動かされたり、SNS上のやり取りを通じて親密になった人を信頼して交流したりするといったことは、最近ではごく当たり前のことになりつつあります。そのようななかで、会ったこともない相手をいつでも一切信頼しないわけにもいかないのではないのでしょうか。また、親しくない他人を信頼するということは、私たちの社会の人々の交流を活発にし、生活の満足度向上にもつながるという面もあります。

SNS型投資詐欺で1700万円の被害に遭った40歳代女性は「そこまでして根こそぎ人の資産を取ろうとする犯人の根性ってどうなの? って。人のものをそんなに取りたい? ほしい? と思って」と語っています。この人はとても心がきれいで、それゆえに他人を疑うことをせず、SNSで知り合ったただけの人をすっかり信頼してしまったのではないのでしょうか。でもこうした傾向を持つ人の生活を守るためには、あえてこう言わなければならないでしょう。「**あなたのお金を奪って何とも思わない人はたくさんいます。お金が関わっているときには、他人を疑ってかかることを決して忘れないでください**」

金融教育

これまで、私たちの合理的な判断をゆがませ、投資詐欺に陥らせるさまざまな人間の心の傾向について述べてきました。そして投資詐欺を防ぐためには、こうしたバイアスについて教えることによって、合理的な判断を促せばよいと考えたくなります。もちろんそれは大事なことで

はあるのですが、同時にこういったバイアスは極めて強固であり、いくらそれに注意しても、私たちの意識や行動は容易には変わらないということも知っておかなければいけません。インターネット上で荒唐無稽な見解に群がる人々を見れば、いかに確証バイアスが強固で、合理的な見方を教えるのが難しいかが分かるでしょう。犯罪認知件数が2002年の4分の1になったと知らされても、利用可能性ヒューリスティックにとらわれた私たちはどうしてもそれを実感として受け入れることはできません。

有名人の写真を勝手に使った広告の取り締まりや、確証バイアスの強化を防ぐためのSNSアルゴリズムの改善は、投資詐欺防止に一定の効果を発揮すると思われますが、こうした対策は私たちの手に容易には届かないところにあります。差し当たってすぐに対応が可能な教育や広報の面で、私たちはどのような点に注意すればよいのでしょうか。

私が共同研究者で行った最近の研究で、投資商品の売り手が「自分の利益を第一に考えていて、客にわざと間違った情報を伝えることがある」と知らせることで、人々が投資商品に関する合理的な選択を行うようになるという結果が得られています。お金に関わることで他人を信頼しないように仕向けることは、投資詐欺の入り口で被害を防止できる可能性があるだけでなく、その後の判断にも影響を与え、私たちの持つバイアスに対抗する手段になり得るという結果です。私自身の別の共同研究者との過去のデータ分析では、特に若い人や高齢者は、有名な人や肩書のある人に疑いを持たない傾向があることが分かりました。こうした点を踏まえ、「お金の世界で信頼できる人は簡単には見つからない」と教えることは、1つのカギになるのではないのでしょうか。ただし、単に「他人を信用するな」と教えるだけでは、消費者は途方に暮れてしまいます。金融教育の中で、ある程度信用してもよい情報源や肩書は何なのかを、具体的に伝えることも重要です。

特集2

知っておきたい投資トラブル
—4つの典型例を通じて—

五反 章裕 Gotan Akihiro
弁護士

東京弁護士会所属。あおい法律事務所。東京弁護士会消費者問題特別委員会（金融商品取引部会部会長、副委員長を歴任）

はじめに

昨今の経済状況の不安定さ、先行きの不透明さなどを要因として、幅広い年代の人々が将来に対する不安を抱えており、それに呼応するように投資への関心が高まっています。

一方で、悪質な「もうけ話」による投資被害にあうケースが後を絶ちません。ここでは近時横行している、また、伝統的に存在し続ける、4つの典型的な事例を検討し、悪質な投資被害にあわないためには、どのように考えればよいのか、どのような点に気をつければよいのかを検討していきたいと思います。

未公開株（劇場型詐欺）商法

（1）典型的な事例

ある日、Aさんのもとに会社案内と社債購入申込書が送られてきました。後日、今度は、証券会社の従業員を名乗る者から電話があり、「その会社は有望で配当も高いし、社債の価値が上がることは間違いない」「Aさんが買ってくれたら、我々が5倍の値段で買い取るので代わりに買ってくれませんか」などと社債を購入するように求められました。Aさんは信用して社債を購入することにし、翌日、お金を取りにA宅までやってきた男に現金を手渡しました。後日、Aさんが約束どおり社債を買い取ってもらおうと思い連絡をしましたが、電話は通じず、買い取りも実現しませんでした。

（2）問題点、留意点について

悪質な利殖商法の代名詞であり、現在のさまざまな派生的商法を生み出す源となってきたの

は、未公開株商法です。未公開株商法とは、非上場株式を上場間近であるなどとして客観的価値から著しく乖離する高い価格で売りつける商法です。売りつけられるものは、社債（外国社債券）、外国通貨、リゾート会員権、海外不動産、暗号資産（仮想通貨）など、それらしい体裁が整えば何でもありという様相を呈しています。前述の例にある「社債」や後述する「社員権」も近時被害の多い典型的な商品です。

利殖商法が「違法である」といえる根拠は、客観的価値が著しく乏しいものを、あたかも価値のあるものとして、また、今後その価値がよりいっそう上がるものとして販売するところにあります。元本を保証しながら毎月3%の配当を出し続けるといった、およそ経済合理性に反する（経済常識に照らしてあり得ない）ことを、あたかも実現可能であるとして勧誘する場合も同様といえるでしょう。

そして、利殖商法の違法性を判断するに当たって重要なのは、この「客観的価値が著しく乏しい」「経済合理性に反する」という事実は、基本的には推定されるべき事柄であって、仮にそうでないというのであれば、それは事業者の側が反証するべきであるという視点です。

この点については、東京地裁平成19年11月30日判決（「判例時報」1999号142ページ）は、（業者の側で）本件未公開株の販売価格が正当なものであったことを積極的に立証しない限り、本件取引当時における本件未公開株の正当な価格は、もともとその代金額を大きく下回るものであり、その販売価格は、顧客がそれを正当な価格であると誤信することを前提とした詐欺商法

によるものであったことが推認される、と判示しており、参考となるでしょう。

これを踏まえると、まずはどのような商品や取引を通じて、どのような利益を生み出すと告げられたのかといったことを確認することが前提となります。そのうえで、それが経済常識や一般的な常識に照らして、およそ成り立たないと考えられるような内容であった場合には、基本的には違法な利殖商法であったとして対応することよく、それが本当に成り立たないという証拠があるのかといったことまで確認する必要は、必ずしもありません。

(1)の事例に即していえば、「その会社は有望で配当も高いし、社債の価値が上がることは間違いない」という勧誘が行われている時点で、違法な利殖商法であると判断して、出資をしない(断る)ようにすることが肝要です。

特殊詐欺(非対面型投資詐欺)

(1) 典型的な事例

近時、SNSからLINEに誘導する投資詐欺の被害が社会問題化しています。

具体的には、SNSに流れてきた広告に興味を持ち接触すると、LINEに誘われて、「投資の先生」などから指示されるというかたちで投資を行うものが多数です。実在する有名人が登場すると称するものもありますが詐称しているだけで、実在する人物が当該詐欺に関与しているわけではありません。振込先口座は個人、法人の双方がありますがコロコロと変えさせるのが通例です。以前は、「ロマンス詐欺」といい、異性への好意を利用するものが多い傾向にありましたが、近時は、当初から「もうけ話」として誘引されるものが多くなっています。

(2) 問題点、留意点について

同類型は、被害にあってしまうと解決が極めて難しいと言わざるを得ません。打つ手が極めて限られていて、捜査機関の捜査によらなければ、いかんともしい難い場合がほとんどですが、捜

査機関は同事案の捜査には消極的です。

違法であることは明白ですが、そうであるがゆえに、実行者達は、自身へ追及の手が及ばないように、個人の特定が行われないツールを多用して違法行為を実行しています。それゆえ、違法行為の実行者の特定が困難であり、被害にあうと被害回復は困難を極めます。

なお、この種の事件では、そのほとんどで連絡ツールとしてLINEが使われます。LINE側は、違法行為を行った者の個人情報の照会に対して、応じる姿勢を示すようになっていますが、それも極めて限定的な場合です。おそらく同詐欺の実行者達は、それを知っており、あえてLINEに誘導しているものと思われます。

とすると、この種の案件は被害にあわないことが何よりも重要です。「SNSに流れてきた広告に興味を持ち、接触するとLINEに誘導される。そこで“投資の先生”に指南を受け……」といった投資話は絶対に信じてはならず、詐欺だと判断し、近づいてはいけません。

仮に詐欺の被害にあった場合、解決に向けて、現時点で唯一有効と考えられるのが、捜査機関や弁護士等を通じて行う送金先口座の凍結です。もし口座に金銭が残っていれば解決の糸口をつかめる可能性があります。

その場合、次の手続を踏むことが重要です。①捜査機関や弁護士等を通じて行う送金先口座の凍結を依頼し、金融機関に対して口座残高を確認かめる ②金融機関が回答をしてくれて、口座残高があることが判明した場合には、早急に法的手続を検討する(仮差押え、訴訟提起等) ③金融機関が回答をしてくれず、口座残高が分からない場合、預金保険機構のウェブサイト^{*1}で口座が凍結されていないかを確認する ④③を通じて判明しない場合でも、弁護士会照会等を通じて口座残高を確認し、口座残高があることが判明した場合には、早急に前述した法的手続を検討する。

もし被害にあってしまった場合には、このような手段を適切・迅速に行うことが肝要です。

^{*1} 預金保険機構「振り込め詐欺救済法に基づく公告」<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

ファンド商法(FX等の投資や事業へ出資をうたい資金を集める商法)

(1) 典型的な事例

投資家を名乗る者のブログで紹介されていた、「過去一度も元本を毀損^{きそん}したことがない」「毎月3%の配当が安定的に出ている」という投資案件がありました。そこには、自身が投資を行ってみた結果として、自身の通帳の画像が添付されており、実際に安定的に配当が振り込まれていました。ブログの開設者に連絡を取ると、合同会社〇〇を紹介され、契約の形態は、社員権の購入というかたちをとるということを言われました。

出資後は、報告されるウェブサイト上の取引結果では順調に利益が出ており、出金申請をすれば出金できていましたが、ある日突然、出金申請に対して、「保留中」「不受理」といって会社は出金申請に応じなくなりました。

(2) 問題点、留意点について

前述で指摘したとおり、「過去一度も元本を毀損したことがない」「毎月3%の配当が安定的に出ている」というような、経済常識や一般的な常識に照らして、およそ成り立たないと考えられる場合、基本的には違法な利殖商法であるとして対応することでよく、本当に成り立たないという証拠があるのかといったことまで確認する必要はありません。

この点については、東京高裁平成26年7月11日判決(「判例時報」2240号62ページ)が参考になります。FX(外国為替証拠金取引)の自動売買運用ソフトを利用して恒常的な配当を出すことをうたったファンドの勧誘の違法性が問題となった事案で、同裁判例は、本件商品は、FXの自動売買運用ソフトを利用するというもので、長年の実績があるものではなく、一般になじみがなく得体の知れないものであり、運用益が月3%ないし5%になるということ自体、経済合理性に反するもので、大きな危険を伴うことを示す徴表であり、疑念を抱いてしかるべきものであって、そのような商品への出資するように

勧誘し、出資契約締結に向けて媒介行為を行って第三者を危険のある本件FX取引へ巻き込もうとする場合、第三者保護のために必要な調査を行い、安全を確認すべき注意義務を負う、としています。

また、この場合、契約の形態によって(事例でいえば社員権購入のかたち)、違法性の判断が影響を受けることはありません。

なお、これらファンド商法では、マルチ商法に似ている勧誘態様が採られる事案が散見され、この場合、爆発的に被害が拡大する傾向にあります。そして、この商法を第三者に紹介した者(以下、紹介者)は、紹介の対価として紹介料を受領していますが、自身も出資をしており、全体では大きな損失を被っているという場合があります。この場合、紹介者は、首謀者との関係では被害者の側面もあるかもしれませんが、被紹介者との関係では加害者となる可能性は十分にあります。前掲の東京高裁平成26年7月11日判決は、紹介者の注意義務について判示し、その責任を認めた裁判例でもあります。

このようなファンド商法を紹介料欲しさに第三者に紹介をすると、自身の責任を問われる可能性がありますので、思いとどまる必要があります。何より、自身がこのようなファンド商法に近づかないということが肝要です。

暗号資産(仮想通貨)を利用した商法

(1) 典型的な事例

Bさんは、インターネット上で、「仮想通貨への出資」を宣伝している事業者のウェブサイトを見つけました。そこには「ビットコインのマイニング事業」「仮想通貨のICO事業」を手掛けており、同業者へ出資をすれば毎月5%の配当が得られると書かれていました。支払方法はビットコインが指定されていました。

Bさんは、事業の内容は最新の話ばかりでよく分かりませんでした。仮想通貨で大きな利益を得ている人が多くいるということは聞いたことがあったため、500万円相当のビットコイ

ンを指定されたウォレットに送金しました。しかし、その後、一度も配当が支払われることはなく、事業者との連絡も途絶えました。

(2) 問題点、留意点について

近時、ビットコインの価格高騰などにより仮想通貨に対する社会的関心が高まっており、仮想通貨の話題性に便乗した投資話への勧誘が散見されます。その場合、「マイニング」「ICO」といった仮想通貨にまつわるキーワードとともに語られます。とすると、仮想通貨を利用した投資話の真偽を判断するには、仮想通貨という技術のしくみのある程度理解していることが必要になってきます。

事例に即していえば、仮想通貨を支えるシステムには、最初にnonce(ブロックの構成要素)を発見した人に報酬(ビットコイン)が与えられるしくみがあり、これはマイニングと呼ばれています。また、トークンと呼ばれる電子証票を発行して、法定通貨や仮想通貨の投資調達を行う行為をICOといいます。よって、マイニングやICOという行為やしくみ自体は実在し、それら自体は架空の話ではありません。しかし、そのようなものへ出資をする事業を、(1)で問題となる事業者が、実際に行っていたのかは別問題で、本件ではそれが問題となります。

マイニングは、現実問題として、国内の事業者が行うことは困難な事業であり、それで大きな利益を上げるということを前提とする投資話は虚偽である可能性が高いでしょう。

また、ICOは、新規株式公開(IPO)^{*2}以上のリスクがありますので、株式公開同様の高騰イメージで消費者のリスクを無視した出資に利用される危険が大きいといえます。

以上のとおり、仮想通貨をめぐる問題は、その商法の問題点や投資話の真偽を判断するために、仮想通貨のしくみや法的規制の概要を大まかに理解しておくことが必要となります。それ

を踏まえたうえで、事業の実態を確認することが難しい場合や、単に話題となっている仮想通貨が利用されているだけと考えられる場合には、近づかないことが何よりも肝要です。

なお、資金決済に関する法律(資金決済法)上、暗号資産を取り扱う事業者は登録が必要とされています(資金決済法63条の2)。暗号資産交換業者及び取り扱う暗号資産のリストは、金融庁のウェブサイト^{*3}で確認できますので、取引を行おうとする事業者が、登録を受けているかの確認は重要です。もっとも、登録があることが取引の適法性を示すわけではないため、その点は十分に留意が必要です。

さらに、仮想通貨に関連する事項としては、近時、NFT(Non-Fungible Token:非代替性トークン)という新しい技術が登場しています。NFTは、コピーが容易なデジタルデータに対し、デジタルデータに唯一無二な資産的価値を付与することを可能とする技術で、新たな売買市場を生み出す技術として注目を浴びています。新たな技術は大きな利益を生み出すとして喧伝^{けんでん}されることが多く、詐欺被害の名目にされる可能性が十分にあります。新しい技術の登場には十分に注意を払い続ける必要があります。

最後に 「貯蓄から投資へ」への警鐘

冒頭でも述べたとおり、昨今、将来への不安から投資への関心が高まっており、社会全体でも、「貯蓄から投資へ」ということが語られています。しかしながら、悪質な投資被害は、そのような社会情勢や社会の雰囲気と無関係であるとはいえません。そのような巷間^{こうかん}に流布する言葉に踊らされて投資に前のめりになるのではなく、一度冷静になって、語られている投資話の内容を考えてみるのが大切です。

「うまい話には裏がある」という基本的な発想は、忘れないようにしてほしいと思います。

^{*2} 企業が自社の株式を証券取引所に新たに上場し、不特定多数の一般投資家が自由に売買できるようにすること。初値が公開価格を大きく上回ることがあるが、必ずしも値上がり益を得られるわけではなく、リスクもある

^{*3} 金融庁「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」<https://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>



地震から命と生活を守る家作り

福和 伸夫 Fukuwa Nobuo

名古屋大学名誉教授、あい・なごや強靱化共創センター長

専門は地震工学、建築耐震工学。南海トラフ地震などの大規模地震対策を実践。日本建築学会賞や防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞

はじめに

2024年1月1日に発生した能登半島地震から1年が経ちました。マグニチュード(M)7.6の大地震により、最大震度7の強震が奥能登を襲い、6,400棟を超える家屋が全壊し、直接死228人、行方不明者2人、関連死276人(2025年1月7日時点)の犠牲者が出ました。関連死はいまだに増え続けています。震度6強以上の揺れに見舞われた奥能登の3市3町の人口は12万人強です。人口比で考えると1995年阪神・淡路大震災に匹敵する人的被害の多さです。改めて建物耐震の大切さが分かります。

最も大きな被害となった人口2万3千人の輪島市では、全壊家屋約2,300棟を含む1万棟強の住家被害が発生しました。非住家被害も約1万2千棟弱に及びます。世帯数が1万弱にもかかわらず、住家被害や非住家被害が世帯数を超えた理由は、最大時に比べ4割に人口減少した過疎化にあるようです。若者の流出と高齢化で建て替えや耐震改修が進まず、耐震化率は45%に留ま^どっていました。耐震化率には空き家は含まれませんから、空き家を含むと耐震化率は更に低いと考えられます^{すなわ}。即ち、大きな被害の最大の原因は古い家屋の耐震改修の遅滞にあります。

能登半島の先端では、3年間にわたって群発地震が続いていました。2023年5月5日には最大震度6強の地震も起きていました。このため、奥能登の人たちは、家具固定や津波避難訓練などの地震対策を進めていました。その結果、津波による犠牲者は微少に留まりました。ただし、建設業者が不足する過疎地だったため、被災住宅の応急修理などは進んでいなかったようです。

実は、本震(2024年1月1日16時10分22秒)

に先立って4分前と13秒前に、M5クラスの地震が続発していて、能登地方には本震前に緊急地震速報が2度発せられていました。本来、直下の地震では緊急地震速報は間に合わないのですが、2度の速報のおかげで、全壊棟数の割に直接死の数は減じられたようです。一方で、強く長い揺れと耐震性のない家屋の多さのため、家屋被害は甚大でした。2016年熊本地震での全壊家屋数は8,700棟弱でしたが、震度6強以上の市町村の人口は能登の6倍です。非住家の被害も勘案すれば、人口当たりの家屋被害は、能登は熊本の10倍を超えると考えられます。

ちなみに、発生が心配される南海トラフ地震の被災者数は能登の数百倍です。最大クラスの地震で予想される直接死は32万人強、全壊・焼失家屋は240万棟弱です。能登と比べ、人口当たりの直接死者数は約3倍、全壊数は同程度です。死者の多さの主たる原因は津波です。

能登の被害様相から分かるように、このような被害を出せば、わが国は国家存続の危機を迎えます。公の救援・救助の力はまったく足りず、他地域からの支援も期待できません。生活を続けられる安全な家に住むしかありません。安全な家作りの基本は、孫子の兵法にある「彼を知り己を知れば百戦殆^{あや}うからず」のとおり、危険を避けた宅地選びと、頑強な家作りです。そして、危険を知るのに役に立つのが、自治体が公表しているハザードマップです。

能登では、戸建て住宅に加え、ビルなどの建築物被害も甚大でした。特に河口部の軟弱地盤に建つ鉄筋コンクリート建物の多くが沈下したり傾いたりしました。建物を支える基礎が損壊したからだと思われます。後にも述べますが、日本の耐震基準は最低基準でしかなく、一度の地震



に対して建物内の人命を守ることを第一義にしています。建物が沈下したり傾いたりしても建物内の人の命にかかわることはあまりありませんので、大地震動に対しては基礎の損傷を許容した設計になっています。実は、建物を支える杭基礎の耐震設計が義務づけられたのは、2001年以降で、中小地震動に対してのみ照査を行っているのが実情です。

もともと、能登のような震度6弱を超えるような強い揺れに対しては、倒壊・崩壊を防げばよく、構造的損傷は許容しており、建物を使い続けることまでは保証していません。また、地盤の硬軟にかかわらず同程度の建物の揺れで耐震設計が行われていますから、揺れが強くなりやすい軟弱地盤に建つ杭で支えられたマンションなどでは、地震後の生活の継続を考える際には注意が必要です。

戸建て住宅の耐震対策

戸建て住宅には、在来木造住宅の軸組構造に加え、枠組壁構造(ツーバイフォー)、鉄骨系やコンクリート系のプレハブ住宅があります。一般に耐震的に問題があるといわれるのは、古い軸組構造の木造住宅です。

軸組構造では、^{すじ}筋交いや構造用合板などの壁が地震に抵抗する耐震要素の役割を果たしています。小規模な軸組構造の住宅は、いわゆる4号建築物といわれ構造計算が免除されており、床面積に応じた壁量を確保することが必要とされています。この壁量の規定は、1981年に強化され、さらに、2000年に壁の配置や補強金物、基礎などの仕様規定が加えられました。この結果、在来木造住宅の耐震安全性は、1981年と2000年を境に差があると考えられています。

阪神・淡路大震災では、1981年以前のいわゆる既存不適格木造住宅の被害が甚大だったことから、1995年に耐震改修促進法が制定されました。これを受け、各自治体では、1981年以前の木造住宅の耐震診断や耐震改修の補助制度を

整備してきました。また、2016年熊本地震では、1981年に加え、2000年を境に住宅の被害に差があることが明らかになりました。このため、一部の自治体では、2000年以前の住宅に対しても補助制度を用意しています。これに加え、部分補強や耐震シェルター、防災ベッドなどの補助制度を整えている自治体もあります。ぜひ、お住まいの自治体の耐震化の助成制度を調べてみてください。

耐震改修の要点は、壁を増やすことと軽量化です。壁を増やせば抵抗力が増し、軽量化すると地震力が減じられます。耐震化にかかる費用は、リフォームを兼ねると高価格になりがちですが、工夫次第で廉価にすることも可能です。愛知建築地震災害軽減システム研究協議会(減災協)では、「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」^{*1}をまとめているので参考にいただければと思います。見栄えはよくありませんが、住宅の外側からワイヤー製のブレース(筋交い)を設置するだけで、相当に耐震性は向上します。これであれば、住みながら補強も可能で安価に設置できます。また、天井や床、壁を外さずに補強すれば、補強効果は減じられますが内装材の取り換えが不要なため安価に施工できます。

実は、住宅の耐震化の^{しんちやく}進捗はあまり芳しくありません。国土交通省の調査では、戸建て住宅の耐震化率は2018年時点で約81%に留まっています。若い人が多く流入し、新しい共同住宅が多く建設される大都市に比べ、輪島市のような高齢化した過疎地の状況は深刻です。ちなみに、大都市に多い共同住宅の耐震化率は約94%で、住宅全体では約87%です。耐震化率は棟数ではなく戸数ベースで計算されており、空き家は含まれていませんので、新しい大規模共同住宅が多数建設される大都市は古い家屋の耐震化を進めなくても、表面上は耐震化率が向上します。

中日新聞の調査^{*2*3}によると、市町村による耐震化率の差は顕著で、高齢化率と逆相関の関係にあります。高齢化率が高い過疎地域は、地震

^{*1} <https://www.aichi-gensai.jp/evaluation/guidebook/>

^{*2} 中日新聞「高齢化率高いほど住宅耐震化が進展せず 中部9県全307市町村アンケート」(2024年3月1日) <https://www.chunichi.co.jp/article/859106>

^{*3} 中日新聞「中部9県、住宅耐震化の格差浮き彫りに 全307市町村アンケート」(2024年2月29日) <https://www.chunichi.co.jp/article/856812>



時には道路寸断などで孤立可能性が高く、地震後の救援・救助が難しいため、公費を投入しても事前の耐震化を進めることが望めます。耐震化率の低い地域は、消滅可能性自治体とも重なります。日本の食糧生産を担うこれらの地域の持続発展を本気で考える必要があります。

実は、こういった過疎地域は、井戸・湧き水、LPガスの軒下備蓄、浄化槽、保存食、田畑、共助など自立力が高い場所です。家屋の耐震化に加え、太陽光発電や蓄電池、衛星通信などを備えておけば、災害後も長期間耐えしのぐことができます。さらに、空き家の耐震化を進めれば、普段はデジタルを活かした都市住民の二地域居住の場所に使い、大都市の被災時には疎開先としても活用が可能です。2024年5月には、改正広域的地域活性化基盤整備法が成立しましたので、これからの耐震化の進展が期待されます。

マンションの耐震対策

共同住宅であるマンションは、鉄筋コンクリート造や鉄骨造がほとんどで、構造計算によって耐震安全性が確認されます。そのベースになるのが建築基準法ですが、第1条には、「この法律は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする」と記されています。法はあくまでも最低基準ですから、当然、建物によって耐震安全性には幅があります。

高層マンションでは、地震の揺れを考えた設計（動的設計）をしますが、60mを下回る一般のマンションでは、建物の横から力（地震力）を加えたときに構造体が損壊するかどうかを計算して安全性を確かめます（静的設計）。この力は建物の横揺れの大きさに比例し、耐震基準で規定されています。本来、建物の横揺れの大きさは、地盤の硬軟、建物の高さや堅さによって変動しますが、耐震基準上は、平均的な建物の揺れが何処でも同程度だと考えて設計してよいことになっています。本当は軟弱地盤や背の高い柔らかい建物はよく揺れます。実は、壁式構造では強

い揺れでも損傷が生じないようにするのですが、ラーメン構造では、強い揺れに対しては構造的な損傷を許容しています。即ち、安全なマンションとは、地盤が揺れにくい台地に建ち、建物の揺れが増幅しにくい壁が多い低層の建物ということになります。あるいは、揺れを減じてくれる免震マンションもよいでしょう。

大都市では、安全な場所は既に開発済みであり、相対的に危険な場所にまちが広がります。また、人口集中すると揺れやすい高層の建物が密集して建設されます。蒸気機関車の時代は、煙や火の粉を吐くため敬遠されたため、鉄道は地盤が良好でない、人が住まない場所に敷設されがちでした。今は、駅前は便利で土地が高価格なため建物が高層になりやすく、高層になると柱が太くなって床面積が減じられるので、耐震基準ギリギリに柱を削りたくなり、結果として揺れやすい建物になりがちです。地震に対する安全性だけを考えると、駅から少し離れた地盤が堅固な高台の切土に建つ中低層マンションがおすすめです。

室内外の安全対策

家の中の安全性も大事です。家具の転倒防止など、室内の安全対策も不可欠です。これに加え、電気、ガス、上下水道の途絶にも備える必要があります。戸建て住宅なら、太陽光発電や蓄電池を備える、井戸を掘削するか雨水を貯める、家庭菜園をするといったことも可能です。さらにPHV（プラグインハイブリッド自動車）やEV（電気自動車）などがあると、地震後も在宅避難が容易になります。アウトドアグッズも役立ちます。楽しみながら地震対策をしてみたいでしょうか。

おわりに

建築の基本は強・用・美の三要素です。人によって価値観に幅がありますが、必ずくる大地震や風水害のことを忘れずに、さまざまな災害を乗り越え、家族の生活を守ることができる家作りを進めたいものです。

消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第5回

民事保全



裁判所で行われる民事保全

民事に関する紛争は、民事訴訟という裁判手続によって民事上の権利(金銭の支払や物の引渡し等を求める給付請求権)について確定し、それを強制執行によって実現をすることになります。

しかし、その権利の実現までには時間がかかり、例えば金銭債権の被告(債務者)がその訴訟係属中にその所有財産(責任財産)を処分したり、あるいは建物明渡請求訴訟の審理中に被告が目的建物の占有を他人に移転してしまえば、勝訴判決を受けても、それに基づく強制執行は不能になってしまいます。

そこで、将来の権利実現の執行確保のために、債務者の財産を確保(①「仮差押え」による処分禁止)したり(民事保全法[以下、民保法]1条・20条1項)、財産の現状を固定(②「係争物に関する仮処分」による係争物の処分禁止・占有移転の禁止等)したりするもの(民保法1条・23条1項)として、暫定的措置をとるのが民事保全手続です。

①仮差押えによる処分禁止は、例えば、貸金などの金銭債権について、借主がほかの人からも借金しており、土地・家屋しかない財産を処分してしまうと、貸主が貸金の返済を受けられなくなるおそれがある場合、その土地・建物を仮に差し押さえるというものです。

②係争物に関する仮処分は、例えば、土地付きの中古住宅を買って代金を払ったのに売主が所有権移転の登記をしてくれず、その土地・家屋を

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

他の人に売却されるおそれがあるような場合に、その土地・建物について処分禁止の仮処分を求めたりするものです。

また、民事保全法においては、争いのある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために、暫定的に民事訴訟の本案^{*1}の権利関係についての③仮の地位を定める仮処分(民保法1条・23条2項)についても定めています。これは、例えば、交通事故の被害者がけがで仕事もできず生活に困窮しているような場合、加害者である債務者に対し、訴訟提起に先立ち、損害賠償金の一部を仮に支払うように求めたりするものです。

今回は、この民事保全手続についてみていきます。

図1 民事保全手続の種類

※筆者作成

民事保全手続

①仮差押え

②係争物に関する
仮処分
(処分禁止の仮処分、
占有移転禁止の
仮処分等)

③仮の地位を定める
仮処分

← 将来の強制執行
を保全するため
のもの

← 債権者に生ずる
著しい損害又は
急迫の危険を避
けるためのもの

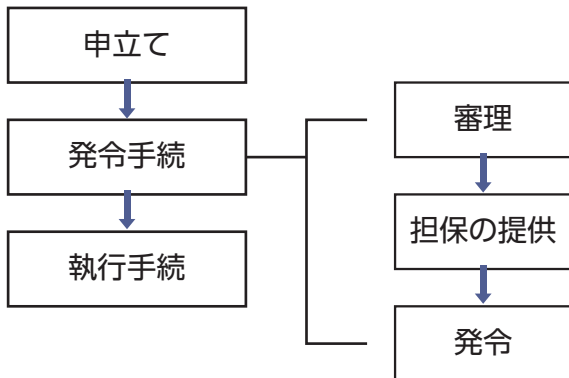
*1 保全で最終的に求める請求権についての訴えでの請求



民事保全手続の流れ

民事保全手続の流れは、図2のように進みます。次から、この流れに沿って解説していきます。

図2 民事保全手続の流れ



民事保全命令の申立て

民事保全命令の管轄裁判所

民事保全命令の申立てをすべき管轄裁判所は、本案訴訟の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物等の所在地を管轄する地方裁判所です(民保法12条1項)。

民事保全命令の申立手続

1. 民事保全命令の申立てと疎明

民事保全命令の申立てにおいては、申立ての趣旨(求める命令の内容)、保全すべき権利等及び保全の必要性を明らかにし(民保法13条1項)、保全すべき権利等及び保全の必要性について疎明しなければなりません(民保法13条2項)。

疎明は、裁判官が「事実の存在が一応確からしい」との認識を持った状態をいいます。このような疎明は、即時に取り調べることができる証拠によらなければならないとされています(民事

訴訟法188条)。

2. 仮差押えの申立て

(1) 仮差押申立てにおける目的物の特定

仮差押えの対象となる債務者の財産が動産の場合には、目的物を特定しないで仮差押えを発することができ(民保法21条但し書)、申立書で動産を特定することは要しません。これに対し、その他の財産権を対象とする場合には、具体的に仮差押えの対象物を特定しなければなりません(民保法21条本文)。

(2) 仮差押申立てにおける被保全権利(請求債権)の表示

仮差押えの手続では、担保^{*2}の額や仮差押解放金を定める^{*3}関係などから、申立書における被保全権利である請求債権は、確定額を表示します。また、一般的には、申立書の請求債権目録に、元本と仮差押申立日までの既発生の遅延損害金等を記載します。

(3) 仮差押えにおける保全の必要性

前述(前記1.)のとおり、保全の必要性については、疎明をしなければなりません。保全の必要性とは、債務者が自分の財産状態を変更しようとすることによって、債権者の有する金銭債権について将来の強制執行による実現が不可能となるおそれがあったり、または強制執行の段階で著しい困難を生じたりするおそれがあることです(民保法20条1項)。具体的には、債務者による財産の隠匿等です。

3. 仮処分の申立て

(1) 仮処分における被保全権利

保全すべき権利(被保全権利)は、係争物に関する仮処分の場合は、金銭債権以外の特定物又は権利に関する給付を目的とする権利です。仮の地位を定める仮処分の場合、制限はなく、争いのある権利関係であれば足りる(民保法23条1項・2項)。

^{*2} 債務者が受けるであろう損害を担保するもの。債権者が供託し、本案判決等を得て、債務者に損害が発生していなければ取り戻すことができる

^{*3} 裁判所は、仮差押命令においては、仮差押えの執行の停止を得るため、又は既にした仮差押えの執行の取消しを得るために債務者が供託すべき金銭の額を定めなければならない(民保法22条)



(2) 仮処分における保全の必要性

① 係争物に関する仮処分における保全の必要性
保全の必要性については、係争物に関する仮処分の場合、係争物の現状の変更により給付請求権を執行することが不能、又は著しく困難になるおそれがあることです(民保法23条1項)。これは、債務者が係争物を譲渡、棄損、隠匿し、又は係争物の占有を第三者に移転するおそれなどがある場合です。

具体的には、登記請求権の保全のための係争物の目的物件の処分禁止の仮処分であれば、債権者側で売買代金の支払いをするなどして義務の履行の全部又は大部分を履行しているのに、債務者が登記義務を履行せず、目的物件の売却を不動産業者に依頼しているという情報があることなどです。

② 仮の地位を定める仮処分における保全の必要性

仮の地位を定める仮処分の場合の保全の必要性は、権利関係に争いがあることによって、債権者が著しい損害を被り又は急迫な危険に直面しているため、本案判決を待たずに暫定的に権利関係又は法的地位を形成する必要があることです(民保法23条2項)。

民事保全の発令手続

民事保全の審理手続

民事保全の申立てについては、被保全権利の存在と保全の必要性が疎明されれば、保全命令を発令することになります。

仮の地位を定める仮処分では、債務者に重大な不利益を与えることが多いため、原則として、口頭弁論を開くか、債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経なければなりません(民保法23条4項本文)。

ただ、そのような期日を経ると、仮処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、その期日を経ないで、仮の地位を定める仮

処分を発することができます(民保法23条4項但し書)。所有権留保等の自動車の引渡断行の仮処分等では、この口頭弁論等の期日を経ないで、仮の地位を定める仮処分を発しています。

担保の提供

保全命令は、担保を立てさせ、若しくは相当と認める一定の期間内に担保を立てることを保全執行の条件として、又は担保を立てさせないで、発することができます(民保法14条1項)。

民事保全は、立証の程度が疎明で足りるため、債務者の審尋を行わないこともあり、債務者が反対疎明できない場合も多く、保全命令における裁判所の判断は暫定的なものですから、将来その保全命令や執行が違法となることがあり得るため、裁判所は損害の担保として一定の金額を供託させているのです。

民事保全の発令

保全命令申立てに対する裁判

(1) 保全命令申立却下決定

保全命令申立てが訴訟要件を欠く場合及び具体的要件である保全すべき権利又は権利関係を欠くと判断されるときには、却下の判断がされます。保全命令申立ての理由がない場合も、却下されます。

(2) 仮差押命令

仮差押命令申立てを認容する場合、債権者のために債務者の財産を仮に差し押さえる旨を宣言して発令します。仮差押命令は「民事保全命令の申立て」の2.で述べたとおり、その対象が動産の場合を除いて、目的物を特定しなければなりません。

(3) 係争物に関する仮処分

① 処分禁止の仮処分

処分禁止の仮処分命令は、特定物に関する給付請求権についての将来の強制執行が妨げられることなく行われるように債務者の処分を禁止する保全処分です。次の例1は、不動産処分禁止仮処分決定の主文です。



消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

【例1】 債務者は、別紙物件目録記載の不動産について、譲渡並びに質権、^{なら}抵当権及び質借権の設定その他一切の処分をしてはならない。

②占有移転禁止の仮処分

占有移転禁止の仮処分は、物の引渡・明渡請求権についての将来の強制執行が妨げられることなく行われるように目的物の占有状態を維持する保全処分です。

例2は、不動産占有移転禁止の仮処分決定・執行官保管型の主文です。

【例2】 債務者は、別紙物件目録記載に物件に対する占有を他人に移転し、又は占有名義を変更してはならない。

債務者は、上記物件の占有を解いて、これを執行官に引き渡さなければならない。

執行官は、上記物件を保管しなければならない。

執行官は、債務者が上記物件の占有を移転又は占有名義の変更を禁止されていること及び執行官が上記物件を保管していることを公示しなければならない。

(4) 仮の地位を定める仮処分命令

争いがある権利関係について債権者に迫りつつある損害や危険にはさまざまなものがあり、債権者の必要に応じて発令される仮の地位を定める仮処分の内容もさまざまとなります。また、仮の地位を定める仮処分は、迅速に被保全権利を直接満足させるため、**満足的仮処分**あるいは**断行の仮処分**とも呼ばれています。

例3は、不動産明渡断行の仮処分命令の主文です。

【例3】 債務者は、債権者に対し、この決定送達の日から○日以内に別紙物件目録記載の建物を仮に明渡せ。

例4は、仮払いの仮処分の主文です。

【例4】 債務者は、債権者に対し、〇〇万円を仮に支払え。

民事保全の執行手続

保全執行の執行期間

保全執行は、債権者に対して保全命令が送達された日から2週間以内に実施する必要があります(民保法43条2項)。これは、保全命令が、暫定的(仮定的)な裁判で、本来直ちに執行されるべきものであり、保全命令後に時間が経過することによって保全の必要性が変化して不当な保全執行が行われるおそれがあるため、保全執行の執行期間を限定したのです。

民事保全の執行

仮差押えは、債権者の金銭債権の保全を目的とするものであり、債務者の責任財産の処分を制限し、一定の財産を確保すればその目的を達することになります。

占有移転禁止の仮処分命令を受けた債権者は、目的物の所在地を管轄する地方裁判所の執行官に対し、執行申立てをします。不動産の所有権についての登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分が発せられたときは、その執行として、「処分禁止の仮処分の登記」がなされます(民保法53条1項)。

交通事故の賠償金などの金銭の仮払いの仮処分、不動産明渡の仮処分などの金銭・物の給付を命ずる仮処分については、仮処分命令に基づいて(民保法52条2項)、強制執行と同様の手続で行うことになります。

次回は、「民事調停」についてみていきます。

引越サービスを安全・安心に利用するために



引越の前において-見積り②-

土屋 文昭 Tsuchiya Fumiaki

公益社団法人全日本トラック協会 輸送事業部長

訪問見積りでは……

前回(本連載第2回)では、消費者が引越をする際に重要である「見積書」の必要記載事項について説明しました。今回は実際に引越運送事業者(以下、引越事業者)の担当者が来訪して見積りをする際の注意事項について、「標準引越運送約款(以下、引越約款)*1」に沿いながら説明していきます。

扱えない場合がある荷物

見積りでは、見積書を作成するための項目である家財の内容、引越事業者と消費者との作業分担の内容、運賃・料金の内容、引越料金の支払方法等を確認することはもちろんですが、引越荷物として扱えない物を確認することが重要になります。

引越約款4条2項では、引越運送の際、引受けを拒絶することがあることを明示しています。1つ目は、「現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等」の貴重品です。これらは、大きなサイズではないですが、非常に高価で価値のある物です。消費者が自分で携行できるため、ご自身で運んでいただくことになっ

図1 消費者が自分で運ぶ物

■お客様で運んでいただきたいもの。【第4条2一】

現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑など



出典：(公社)全日本トラック協会「『標準引越運送約款』のポイント スムーズなお引越のために必ずお読みください」より作成(図2～4も同じ)

ています。

次に、2つ目の「火薬類その他の危険品、不潔な物品等」です。これらは、ほかの荷物に損害を及ぼすおそれのある物です。

3つ目は、「動植物、ピアノ、美術品、骨董品等」です。これらは運送に当たって特殊な管理を要し、ほかの荷物と同時に運送することに適さない物です。ただし、これらは引越荷物としては取り扱いませんが、多くの引越事業者は、附帯サービスとして、別扱い、別料金で運送を受託しています。

そして、引越約款8条で、引越事業者が荷物を受け取る際に、前記の拒絶されることのある荷物、貴重品(前記1つ目、3つ目を除く)、壊れやすい物(パソコン等の電子機器を含む)、変質もしくは腐敗しやすい物等の運送上特段の注意を要する物等が、「有るか無いか」の申告を消費者

図2 引越事業者が引受できない可能性のある物

■引受できない場合があります。【第4条2二～三】

火薬、危険品、不潔な物、動植物、ピアノ、美術品、骨董品など



図3 事前申告が必要な物

図1や図2のほか、パソコンなどの電子機器、変質もしくは腐敗しやすいもの等、運送上の特段の注意が必要なものについては、事前に引越事業者へ申告をしてください。



パソコンのデータのバックアップはお客様にお願いします。

*1 公益社団法人全日本トラック協会ウェブサイト「引越・宅配」標準引越運送約款 https://jta.or.jp/ippan/hikkoshi_ippan.html

に求めています。その際に、その物の種類や性質も告げる必要があります。

荷造りとは

荷造りについては、引越約款7条では引越の際、消費者は、「荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りしなければなりません」と定めてあります。そして消費者の行った荷物の荷造りが運送に適さないときは、消費者に対して必要な荷造りを要求することがあります。消費者が荷造りをできないときは、料金を負担することで、引越事業者が荷造りを行います。また、消費者は見積り時に事業者へ荷造りを申込むことができます。

荷造りのポイント

ここで、消費者が実際に荷造りをする際のポイントを説明します。消費者が実際に引越をして困ったことの1つとして、「荷造りが引越当日までに終わらなかった」ことが挙げられています。引越当日の朝までに、荷造りが終わっていないと引越作業に遅れが生じたり追加費用が発生したりすることがあります。そのようなことにならないために、引越の荷造りで一番基本的なことは、荷造りをする順序を決めることです。どの荷物から梱包こんぼうするのかを熟慮してください。無計画に荷造りを始めると後で困ることになります。

まず、荷造りを始める前に、処分する物を決めます。めったに使わない物を捨てるよい機会にもなります。ゴミは出す人が責任を持つのがルールです。ゴミ処分について分からないことは、市区町村の担当窓口と相談をしてください。基本的に引越事業者は処分品を引き取ることはできませんので注意が必要です。

次に荷造りする順序に大きく分類・グループ分けを行います。まず引越日までに使わない「普段使わない物グループ」。次に引越日の前日・前々日までに使う「日常的に使う物グループ」。最後が引越日の当日使う「必要最小限な物グループ」の3つぐらいに分けて、荷造りを進めてください。

荷造りを開始する時期は、当然、家族数や家の大きさにより異なりますが、目安として家族での引越の場合は2週間ぐらい前から、単身の引越の場合は1週間ぐらい前から始めるのが望ましいでしょう。

荷造りを実施するに当たって準備する備品があります。消費者自身で用意する物としては、軍手、カッター、ビニール紐ひも、サインペン、工具、古新聞紙、掃除道具などが挙げられます。

引越事業者に用意してもらう物としては、ダンボール、クラフトテープ、ガムテープ、布団袋、ハンガーボックス、クレープ紙などがあります。こちらの用意は、見積りのときに家財に応じて必要数量を見積担当者として決めて届けてもらいます。

(1) 荷造り用ダンボールについて

荷造り用ダンボールは、引越契約が締結された後、引越事業者から消費者に、買上げた枚数が届けられます。過去には引越契約前に、見積り担当者が見積り時に消費者の自宅に届けて、その結果トラブルにつながることも多々ありました。そこで、公益社団法人全日本トラック協会（以下、全ト協）主催の引越事業者向けの講習において、引越契約締結前のダンボール届けをやるように指導しています。

(2) 本は小さなダンボールに

本などの重い物は小さなダンボールに入れます。大きなダンボールに入れると、入れ過ぎになりダンボールの底が抜けたり、持ちにくくなります。

(3) 衣類は大きなダンボールに

衣類はシワを防ぐために大きなダンボールに余裕を持って入れます。引越事業者が貸し出しているハンガーボックスは利便性が高いので、事業者が用意しているのであれば、活用するのも一法です。

(4) 布団は布団袋で

布団や毛布は布団袋の中に入れます。布団袋は家庭保管用でも引越事業者で販売・貸し出ししている物でも運送可能です。

(5) パソコンは引越業者に申告！

パソコン類の電子機器は事前に引越事業者と相談しましょう。データについては、バックアップを忘れずに行うことが大切です。

(6) 食器は1枚ずつ

食器類は基本的にペーパー類で1枚ずつ包みます。ダンボールに平積みすると下に重さがかかるため、枚数が多すぎると割れることがあります。そのため立てて入れるようにします。

(7) ビン類は立てて

ビン類はペーパー類で包み、立ててダンボールに入れます。割れ物は、割れ物だけで集めて梱包し、ダンボールに大きな赤字で「ワレモノ注意」と記載します。

(8) 隙間を埋める

ダンボールの中は荷物の隙間が発生するため、箱の中で動かないようにペーパー類などで隙間を埋めておきます。品物の上部の隙間を埋めることは忘れがちですので、注意が必要です。

見積りのときの注意ポイント

見積り際には、いくつかの注意ポイントがあります。

(1) 一般貨物自動車運送事業の許可を確認

引越運送は、国土交通大臣の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者が行います。いわゆる「緑ナンバー」の営業用トラックの運送事業者かどうか運輸局等の事業許可番号を国土省ウェブサイトで公表していますので必ず確認してください^{*2}(本連載第2回)。

(2) 訪問見積りの利点を知る

見積りには、訪問、電話、インターネットによる見積りがありますが、「訪問見積り」の利点について解説します。引越の料金は、単純に荷物の量や部屋の数だけで決まるわけではありません。引越の作業内容やサービス内容によって大きく料金は変わります。荷物の量以外の部分で料金に影響を及ぼすのは、新居の階層・間取り、玄関・廊下・階段の寸法、エレベーターの有無、道

路から家屋までの進入路等があります。これらによってトラックの種類・台数、作業員の人数が変わり、料金も変わるわけです。荷造りも消費者がすべて行う場合と引越事業者がすべて行う場合では、作業員の人数や梱包資材が大きく変わります。そこで見積り時には、消費者と見積り担当者との十分な打合せが必要になります。そのため、ウェブや電話での見積りより訪問見積りのほうが、十分かつ確実な見積りが可能です。

(3) 見積りの比較検討

消費者が納得できる引越のためには、いくつかの引越事業者から見積書を取り比較検討することが肝要になります。引越料金の高い安いだけで事業者を選定する人は多いですが、内容を比較することも重要です。

どの点を比較するかというと、まず引越作業の内容です。トラックの種類・台数・金額、作業員の人数・金額、諸資材料等の実費費用の内容・金額、ピアノ運送料やエアコンの取付け・取外し料等の附帯サービス料の内容・金額です。これらを比べてみて検討していきます。

(4) 見積書・約款は必ず確認

また見積書には、引越事業者の提供するサービスだけでなく、消費者が行うべきことなど、引越に必要な事項が記載されています。見積書に疑問があれば見積り担当者に質問をし、打合せ・確認した内容は、見積書に記載してもらいましょう。

引越事業者は、基本的に国土交通大臣が定めた引越約款に基づいて引越を行っています。この約款は、見積り時に消費者に提示することになっていますので、受け取ったら、必ず読みましょう。引越約款全文は、全ト協のウェブサイト^{*3}にも掲載してあります。

解約・延期手数料

見積りをして、いったん引越契約をしても、消費者の都合により、解約・延期する場合があります。引越約款21条では、解約手数料または延期手数料について明記されています。

^{*2} 国土交通省ウェブサイト「一般貨物自動車運送事業者一覧(令和6年9月30日現在)」 <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/tetsuzuki/truck/index.html>

^{*3} 前掲^{*1}参照

引越サービスを安全・安心に利用するために

解約手数料または延期手数料は、消費者が解約または延期の連絡を見積書に記載されている引越開始日の前々日、前日または当日にしたときに限ります。解約・延期手数料の金額は、

- ①見積書に記載された引越開始日の前々日に解約・延期の連絡をした場合は、見積運賃・料金（積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り、開梱に要する物に限る）の20%以内
- ②見積書に記載された引越開始日の前日に解約・延期の連絡をした場合は、見積運賃・料金の30%以内
- ③見積書に記載された引越開始日の当日に解約・延期の連絡をした場合は、見積運賃・料金の50%以内となっています。

運賃・料金以外の実費や附帯サービス料（見積書に記載したものに限る）の解約・延期手数料については、引越事業者が既に実施や着手したも

のに限り、費用全額が発生します。

いずれの場合も、解約・延期手数料の発生には、見積書に記載された引越開始日の3日前までに、消費者に対して見積書の記載内容に変更があるかどうか引越事業者が確認をすることが必要になります。

おわりに

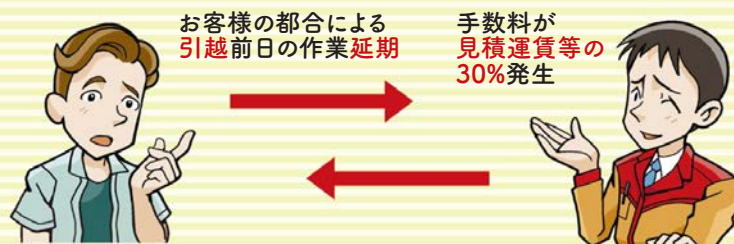
スムーズな引越のためには、いかに見積書と事前の準備が大切であるかがお分かりいただけたかと思います。

引越の難しい点は、引越事業者と消費者とが心を合わせて協力することが必要な点です。そのため、引越事業者とは十分にコミュニケーションを取り、双方の役割分担を明確にし、責任を持って事前準備を行うことが重要です。

図4 解約・延期手数料

■お客様の都合により、引越を解約・延期した場合は、解約手数料又は延期手数料を請求します。

【第21条】



解約・延期手数料

前々日のご連絡	前日のご連絡	当日のご連絡
見積書に記載した見積運賃等の 20%以内	見積書に記載した見積運賃等の 30%以内	見積書に記載した見積運賃等の 50%以内

※解約手数料とは別に、引越事業者が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限る。）を収受します。 【第21条3】

※引越事業者は、見積書に記載した荷物の受取日の3日前までに、お客様に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。 【第21条1】【第3条7】



アメリカ

乳幼児用歩行器の禁止を求めて

CR(コンシューマー・レポート) <https://www.consumerreports.org/product-safety/baby-walkers-unsafe-still-sold-in-us-a3111814380>
 CPSC(アメリカ消費者製品安全委員会) <https://www.federalregister.gov/documents/2010/06/21/2010-14323/safety-standard-for-infant-walkers-final-rule>
 AAP(アメリカ小児科学会) <https://publications.aap.org/aapnews/news/13889/Study-Infant-walker-injuries-support-AAP-s-call?autologincheck=redirected>

キャスター付きで中に座るまたは立つタイプの乳幼児用歩行器(手押し式を除く。以下、歩行器)に関連する事故で、2004～2008年に年平均約3,000人の生後15カ月未満の乳幼児が救急搬送され、8人が死亡したとCPSCは推計している。AAPの同様の調査では、1990～2014年に23万人超が救急治療を受け、その91%が頭頸部^{とうけいぶ}負傷であり、原因の74%が階段からの落下、次いで歩行器からの転落であった。思わぬ接触でやけどになることもある。

業界自主規制であったASTM規格に準拠していない製品による死亡事故もあり、CPSCは2010年にASTM規格準拠を義務化し、違反製品のリコールや規格改正などで安全性の強化を図った。歩行器の販売数や使用人口の減少等により負傷者は減ったが、依然として歩行器は乳幼児の傷害の主な原因だとし

て、AAPは歩行器の製造・販売の禁止を求めている。歩行器の使用で早く歩けるようになるという医学的根拠はなく、むしろ体重を支える脚力が発達せず自然で正常な歩行の習得を妨げるといふ。親から子・孫へと歩行器に慣れ親しんできた地域もあり、またASTM規格を満たさない製品や規格準拠が義務化される前の中古品がネットで多数販売されているため、相当数の事故が発生しているのではないかとCRは指摘し、AAPによる歩行器の製造・販売の禁止要求に賛同した。州によっては禁止の動きもあるが、CRは全国一律の禁止を求めている。禁止が乳幼児の危険防止の唯一の対策だとCPSCが証明するのは容易ではないが、CRは連邦法による禁止を議会に求める請願書への署名を呼びかけるとともに、保護者に対して購入・使用を控えるよう助言している。



オーストラリア

2024年のションキー賞は

CHOICE(オーストラリア消費者協会) <https://www.choice.com.au/shonky-awards/hall-of-shame/shonkys-2024/2024-shonky-winners>

消費者が2023年に遭遇した粗悪な製品やサービスに対するションキー賞がこのほど発表された。同賞に選ばれた5件とその表彰理由を紹介する。

●2023年に報告された詐欺被害額は2020年の250%増の約9500万豪ドル(約95億円)で、その76%は巨大オンラインプラットフォームが運営するSNS経由の詐欺であった。CHOICEが詐欺と疑われる3件の広告を報告したところ、1件は4日経過しても削除されなかった。●代表的な民間健康保険会社。夫婦の医療保険プランに保険料3%増で子ども1人分の追加が可能であるのに対し、ひとり親では70%増となるのはひどく不公正である。●某グリーンジュースには、野菜成分は一切含まれず、フルーツジュースに緑の着色料を添加したものであることが、成分表示どおりに作ったCHOICEの実験で判明。

ラベルにグリーンと表示するのは、健康的、環境にやさしいなどの誤った印象を与える。●PCメーカーの新製品、コードレススティック掃除機。商品テストで、貧弱な吸入力やゴミ詰まり、充電に長時間かかるなど欠点が明らかに。●地面を裸足で歩き地球の電気エネルギーに触れて身体の不調やストレスを緩和するグラウンディング健康法が在宅でできるとうたう靴下。靴下に縫い付けたポートとコンセントをUSBケーブルでつなぐ。健康法そのものに科学的根拠が乏しいうえに、ケーブルの抜き差し2回だけで引きちぎれる靴下は粗悪品。

CHOICEは、規模の大小を問わずションキー(粗悪)な製品やサービスがいまだに市場に氾濫^{はんらん}していることが明らかになり、来年20周年を迎えるこの賞はこれまで以上に必要だと述べた。

消費者教育 実践事例集

金融教育で障害者のQOL向上をめざす ー特別支援学校での実践および成人した 障害者対象のお金の学びの機会ー

安岡 知美 Yasuoka Tomomi 高知大学教育学部附属特別支援学校 教諭

中学部・高等部の家庭科担当。知的障害のある生徒が将来自立できる力をつけるため、食材の買い物から調理までを1人で行う食学習や金融教育に取り組んでいる

知的障害者と金銭

1人1台スマホを持つことが当たり前になり、キャッシュレス化が急速に進んでいる現代において、誰もがお金の扱いについて知識が求められるようになり、学校では金融教育が行われるようになりました。

ところが知的障害特別支援学校では、十分なお金の教育が行われているかという点、まだそうではありません。特別支援学校高等部では卒業後の就労に向けての作業学習がカリキュラムに組み込まれていますが、働くことを学ぶことが中心で、働いて得たお金の使い方については、まだ十分な学びの機会がないのではと感じてきました。

これまでの私の教え子でも、卒業後、仕事は真面目にしているのですが、給料を1日で使い果たす、他人に騙されて金銭を盗られた、必要なものであっても1人で買い物ができないなど、金銭の使い方に問題のあるケースを何度も見てきました。

障害があっても自分の夢を叶えて豊かな人生を送ってほしい。金銭管理の難しい人は支援を受けながらであっても自分のお金について知ってほしい。私はそのような思いで日々金融教育に取り組むようになりました。

特別支援学校高等部での実践

日頃、生徒は金銭を使う機会が少なく、金銭感覚が十分に育っていません。そこで、本校の家庭科の授業では、数回分の予算を渡し、自分の食材を自分で買って調理をする学習機会を設けまし

た。

ほかにも金融教育の内容を多く取り入れた授業を展開しています。一例として、ライフプラン学習では、自分の叶えたい夢、それににかかる金額を調べ、いつ叶えたいのか、夢を実現するためにいくらずつ貯金をしていくか、実際にプランを立てる学習をしています。生徒は自分の力でやりたいことを実現できると知り、熱心に学習しています。そして金融教育は学校教育だけのものではありません。実際の生活の場である各家庭と連携して取り組んでいけるよう働きかけを続けています。

金融教育を受けた卒業生の今

金融教育を受けた卒業生は社会人になってからも仕事に生き生きと取り組み、自分の目標に向かって貯金をしていることを報告してくれます。「行きたかった旅行に行けた」「家族のために洗濯機を買った」「自動車学校に行くための資金が貯まった」など、毎日を豊かに過ごしていることを知ると大変喜ばしく、金融教育はまさに生きる力に直結する教育だと感じています。

成人した障害者のための金融教育の機会

高知県安芸市は人口減少が進み、商店も減り、障害者の余暇の選択肢も豊富とはいえない状況です。市内の障害者を支援する方々から、障害者の金銭トラブルについて伺うことがあり、買い物やSNS等での消費者トラブルのみならず、障害者本人の給料をすべて支援者が管理しているために、本人はお金を使ったことがまったくなく、毎日にやりがいを見いだせていないなどの

現状を知ることができました。実際、対象者にアンケートを取ると、休日の過ごし方は「昼寝」「スマホでSNS・動画視聴」などが上位であり、金銭の扱いの知識、危険に対する意識が十分ではないのに、スマホを中心に余暇を過ごしていることがうかがえます。また、このアンケートで挙げられた「買い物」は家族の買い物につき合っている行動であり、自分で自分の買い物の支払いをする機会すら少ないことが明らかになりました。それだけでなく自分の毎月の給与額を知らない、保護者や支援者に金銭管理をすべて委ねているため、通帳を見たことがない、あるいは通帳の存在すら知らない人が多くいることも分かりました。

そこで2024年度は市の社会福祉協議会の主催で知的障害・発達障害のある人を対象に毎月1回程度、金融講座「だいたいなお金のはなし」で講師をしています(写真)。講座では、バーチャルで出かけたと仮定しての金銭やりくりゲーム、人生トラブル対応シミュレーションゲーム、クイズで学ぶキャッシュレス学習(図1)などを行っています。講座は毎回好評で参加者は回を重ねるごとに増えています。受講後の感想でも「お金を大事に使おうと思った」「家に帰ったら通帳を見る」「旅行をしたいから貯金をする」などの感想が寄せられています(図2)。

さらにこれらがきっかけで、親亡き後を考え、障害者本人がより自立した生活を送るために、家庭で取り組んでほしい金銭管理の方法等について、保護者や支援者を対象とする市の福祉担当課主催の講演の機会も設けました。

豊かな明日のために

今後ますますキャッシュレス社会は進んでいくことでしょう。計算の苦手な障害者にとって、カードで買い物ができるようになることは行動範囲の広がりが期待できます。反面、使った金額が分かりにくいことから、障害者が金銭トラブ

ルを抱えてしまうことも予想されます。

だからといって、障害者本人から金銭を遠ざけてしまうのではなく、金銭について知ること、自分の欲しいものを買う経験や、貯金することをとおして、自分の生活に目標ややりがいを持てるようになることをめざしていきたいと考えています。そうすることでQOLは高まり、明日をより豊かに生きる力がついていくことでしょう。

誰かの支援を求めるだけでなく障害者自らが楽しく生きがいを持って暮らしていけるよう、学校でも金融教育を、そして成人した障害者の大切なスキルとして金銭の学びの機会を設けていくことが今後ますます求められると考えます。

写真 「だいたいなお金のはなし」講座の様子



図1 キャッシュレス学習で使ったスライド(一部)

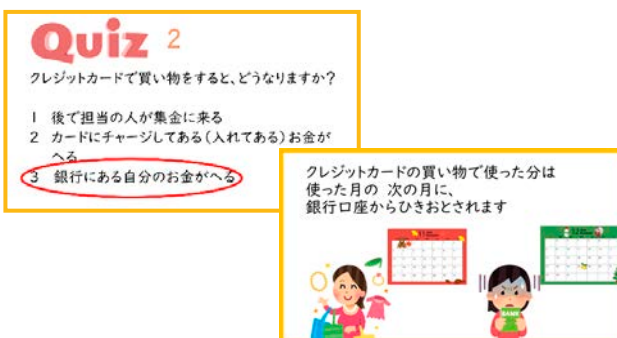
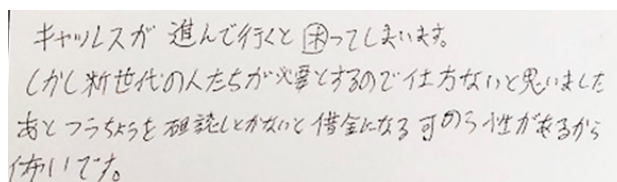


図2 参加者の感想(一部)





松原 仁 Matsubara Hitoshi 人工知能研究者

京都橘大学工学部情報工学科教授。公立はこだて未来大学特命教授。元人工知能学会会長、前情報処理学会副会長。著書に『AIに心は宿るのか』（集英社インターナショナル、2018年）『やさしくわかる！文系のための東大の先生が教えるChatGPT』（ニュートンプレス、2024年）など

認識するAI(1)

認識するAIが世の中で広く使われるようになりつつあります。それは便利である一方で懸念すべき面もあります。今回は画像認識や音声認識を中心に考えてみましょう。

画像の認識

AIによる画像認識の能力は、2010年代以降劇的に進歩しました。ディープラーニングが最初に有効だと分かったのが画像認識でした。AIによる人間の顔の認識精度は我々人間を超えています。人間は知っている人の顔を95～96%程度の精度で認識するといわれています（知合いの顔でも100%は難しいのです）。それに対してAIは98%程度の精度です。少しの差と思うかもしれませんが、たくさんの顔を対象とするときはこの差がかなり効いてきます。

AIによる顔認証の技術は、多くの国で出入国の本人チェックに使われています。以前はパスポートを人間の係官に見せて、その係官が目の前の顔を見てパスポートの写真と見比べて本人かどうかをチェックしていました（そこで怪しいとなると別室に連れていかれるのでしょうか）。今はパスポートをAIに見せて、AIはカメラで目の前の顔を見て本人かどうかチェックしています（怪しいとなると係官のいる別室に連れていかれるはず）。以前の人間より今のAIのチェックのほうが精度が高く、しかもチェックが速くできるということなのです。建物や部屋に入るときに（カードなどではなく）顔をカメラに見せてAIが確認すると戸が開けられるというしくみも普及しつつあります。

AIで食事の内容も認識できるようになりました。食事を取る前に写真に撮ってAIに送ると、何をどれくらい食べるのかをAIが認識して栄養素

（塩分が多過ぎるとか）やバランス（野菜が少ないとか）、カロリー（食べ過ぎとか）などのチェックをしてくれます。

AIによる画像認識は外観検査にも広く使われるようになっていきます。道路、線路、建物などの古くなったインフラ施設は、定期的に外観を検査して怪しいようであれば本格的に内部を調べる必要があります。従来は人間の検査員が現場に行って人間の目で外観を検査していましたが、インフラ施設はたくさんあって場所もいろいろあるので現場に行くのが大変でした。また検査は誰でもできるわけではなく、訓練を受けた専門の人間である必要があります。そのために検査の回数を増やすことが難しく、検査と検査の間に重大な破損が起きてしまうことがあります。訓練を受けた専門技師でも人間なので見落としも生じます。AIによる外観検査であれば、専門技師以外の人間がその装置を操作すれば済みす。施設によっては人間が近づくのが危険な場所もありますが、ドローンを飛ばして画像を取得すれば人間が近づかずに済みす。さらには見落としも減らすことができます。

医療では画像診断でAIが活躍しています。筆者が最初に知ったのは肺がんの画像診断でした。アメリカのAIベンチャーの会社がたくさんの肺のレントゲン画像をAIに学習させました。画像と一緒にその肺がどういう状態か（正常か肺がんか、肺がんであればどのステージか）という人間の医者の診断結果も学習させています。そうしてできた肺がん画像診断AIはとても優秀で、人間の専門医の精度を超えたと報告されました。人間の専門医はどうしてもある確率で誤診をしてしまいますが、AIの誤診の確率は人間より低く抑えられています。人間の専門医だとまず見過ごしてしまうごく初期の肺がんもAIは検出できたとのこと。その後は大腸、胃、脳、目（眼底）などさまざまな部位の画像診断をAIが

できるようになりつつあります。人間の医者として、AIが画像診断をしてその結果を参考に、人間の医者がどういう治療を行うかを決定するということになるでしょう。

AIは画像の中から文字を見つけてそれをファイルに書き出したり翻訳したりすることもできます。大学の授業は以前は黒板あるいはホワイトボードに先生が書いて学生がノートにそれを書き写すというのが普通でしたが、今は先生が書き終わった後に学生がスマートフォンでそれを写真に撮るということがよくあります。その写真をAIのアプリに入力すると、AIが書かれている文字を認識してワードなどのファイルに書き出してくれます。書き写すことにある教育効果は期待できませんが、便利ではあります（筆者の書いた汚い字を正確に認識してくれるか怖くて確認していませんが）。

最近のAIは静止画像だけでなく動画も認識できます。例えば、人間がどういう動作をしているのか（歩いている、食事をしている、本を読んでいる、スマートフォンで話をしているなど）をかなり正確に認識することができます。無人のコンビニもできています。客が棚から何を幾つ取り出したかを認識して、レジでは（改めてバーコードをスキャンすることなく）代金を表示します。怪しい行動もチェックできるので万引きの防止にもなります。万引きをした場合は顔を含めた情報をAIが把握しているので犯人の特定をしやすいでしょう。顔が写っていないなくても歩行のようすだけからもAIは精度よく個人認証ができます。人間の歩き方には癖があって一人一人違います。歩いている下半身だけが写っている動画からその人が誰かが分かるのです。

音声認識

音声を認識するAIについても少し触れておきましょう。

家庭や職場にAIスピーカーがあるという読者もいらっしゃるでしょう。人間が話をするとそれを聞き取って希望する音楽を流したり電気をオンオフしてくれたりします。台所では料理を

作るときにAIスピーカーに「5分経ったら教えて」と言えば5分後に教えてくれます。ときどきこちらの言うことが聞き取れずに言い直させられることもありますが、便利な道具として使われています。

客からの問合せや苦情を電話で受け付けるコールセンターでは人間のオペレーターではなくAIが対応するところが増えています。扱っている商品に関する語彙をあらかじめ教えておくことによって、客の話をかなりの精度で聞き取ることができます。定型的な問合せにはAIが返事をして、難しい問合せだと人間のオペレーターにつなぐという運用が多いようです。

また、会議のようすを録音して後で人間が文字起こしをして議事録にまとめるというのが普通でしたが、今はAIが自動的に文字起こしをするというサービスが広まっています。オンライン会議では（ほぼ）リアルタイムで発話をテロップの文章として画面に表示できます。耳が不自由な人向けの文字起こしAIも活躍しています。

音声認識AIを用いれば外国語の会話をそのまま日本語に翻訳できる（もちろん日本語の会話も外国語にできます）ので、スマートフォンで日本語で外国人と話ができるようになります。

懸念すべき点

AIの画像認識や音声認識の能力は格段に進歩しました。それはとても便利なのですが、懸念事項もあります。それはプライバシーが損なわれるおそれがあるということです。施設や道に多くのカメラが備え付けられています。そのことによって安全が守られているという側面はありますが、本人の意思に反して行動履歴が他の人に分かってしまうという側面もあります。音声認識も使いようによっては話者が誰か分かります（例えば、悪口を言ったのが誰か分かってしまうのです）。国によってはAIを用いて国民の行動を管理しているところもあります。

進歩したAIをどう使うかは、みんなで考えていく必要があるでしょう。

倉庫に預けた家財に発生したカビは補償してもらえる？

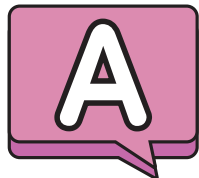


相談者の気持ち

海外転勤のため家財等をレンタル倉庫に2年間預けました。帰国後、受け取りに行くと、倉庫内は一定の温度・湿度に調整しているとうたっていたのに、家財に大量のカビが発生していました。倉庫側はカビは免責事項と言うのですが、補償を求めることはできますか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省（現経済産業省）などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



相談者がレンタル倉庫業者（以下、倉庫業者）との間でした契約は、「寄託」契約（民法657条）及び「倉庫営業」（商法599条）に該当し、

寄託物の一部滅失又は損傷によって生じた損害については、受寄者（ここでは倉庫業者ということになります）は損害賠償の責任を負います（民法664条の2）。

ここで損害賠償責任は受寄者に故意又は過失があることが前提となり、国土交通大臣が定めた標準トランクルームサービス約款（以下、約款）30条、33条でもそのことが明記されています。

もっとも、同約款32条では、「免責事由」として各種の事由を定めており、その中に「自然の消耗」がありますので、「カビ」が「自然の消耗」に当たるかどうか問題になりそうです。

「カビ」が「自然の消耗」と考えるのはやや無理があるように思われますが、仮に「自然の消耗」の中に含まれると考えたとしても、相談者が契約した倉庫業者は「倉庫内は一定の温度・湿度に調整している」とうたっていたのですから、「一定の温度・湿度に調整」がされていたのかどうか問題となります。

この点、倉庫業者は「注意を怠らなかったことを証明しなければ」「責任を免れることができない」（商法610条）とされていますので、温度・

湿度の調整について倉庫業者が定めた所定の方法により実施されていなかった場合には、倉庫業者には過失があったと判断されることになるものと考えられます。

ただ、そのような立証のための素材である家財は、寄託物を受け取った後は借り手の側にありますので、「カビ」が発生している状態やその「カビ」の種類などについて裁判において証拠として使えるように、写真撮影や標本の採取・保存をしておくことが必要です。

また、倉庫業者に対して「カビ」の発生について通知しておくことも重要です。この点、商法616条では、「寄託者」が、「異議をとどめないで寄託物を受け取った場合には」「責任」は「消滅する」となっており、約款34条ではこの期間が緩和されて「1週間以内に」「通知が発せられない限り」、「責任」が「消滅」することが定められていますので、注意が肝要です。

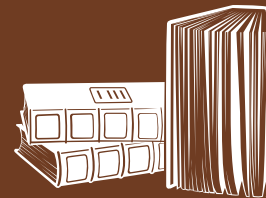
通知をしても、受寄者又は倉庫業者の責任の消滅時効は1年間とされており（民法664条の2、商法617条1項）、通常の5年間（民法166条1項1号）よりも短くなっています。

以上のように、倉庫業者の側に責任があると考えられる場合でも、適切な救済を得るためにも消費者側で気をつけるべきことがありますので、注意しましょう。



暮らしの判例

国民生活センター 消費者判例情報評価委員会



消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します。

マンション駐車場での積雪転倒事故で駐車場使用契約の債務不履行責任により損害賠償を認めた事例

マンションの管理組合が管理する駐車場において利用契約者が積雪により転倒受傷した事案につき、同組合の不法行為責任及び土地工作物責任は否定したが、同組合は、駐車場使用契約上、同契約の付随義務として、駐車場使用者に対し転倒防止のための安全配慮義務を負っており、同組合は滑り止め等の提供又は注意喚起義務に違反した債務不履行責任として、約53万円（請求額約258万円）の支払いを認めた。なお、原告の保険会社に対する保険金支払いの請求については、保険約款には直接請求の条項がなく、債権者代位の無資力要件の主張立証もないとして、この請求は棄却している。（仙台地方裁判所 令和4年1月25日判決、LLI/DB判例秘書 L07750156）

- 原告：X（事故時40歳代女性）
- 被告：Y1（マンションの管理組合）
- 被告：Y2（損害保険会社〔Y1の加入する火災保険の保険会社〕）

事案の概要

1. 2018年1月下旬、P市内では約16cmの降雪があった。その後も最低気温が零下となる日が続き、本件事故が起きた本件駐車場のコンクリート面には氷床が所々できていた。

2. Xは1996年3月にP市内の本件マンションの一室を夫とともに購入し、Xも仕事をしていた。本件事故のあった前日の午後8時過ぎから翌日午前0時過ぎにかけてP市内で若干量の降雪があり、本件転倒事故時、本件駐車場は10cmほどの高さで一面積雪状態となっており、本件転倒事故の箇所では積雪の下に5cm程の高さで凹凸に氷床ができていた。2018年1月30日、Xは、自車を使うのに雪かきが必要であり、また、ほかの区分所有者のためにも雪かきをしようと思い、自己の除雪器具を持って自宅から同駐車場へ向かった。Xは、午前6時台後半、本件駐車場内において、まず自車の付近から雪かきを行おうと自車に近づいたところ、共用部分である本件転倒事故の箇所で足を滑らせ転倒し、左大腿骨頸部骨折の傷害を負った（本件転

倒事故）。

3. Xは本件転倒事故当日から翌月中旬までの16日間、C病院に入院し、入院4日目に、全身麻酔下において金属を埋め込んで骨折箇所を固定する手術を受けた。Xは退院後、同病院に通院し、同年11月上旬に5日間、再度同病院に入院し、再入院の翌日、全身麻酔下において上記金属を除去するための手術を受け、退院後、同月下旬まで同病院に通院した。

4. Xは、本件転倒事故につき、Y1に対し、債務不履行又は不法行為若しくは民法717条1項（工作物責任）による損害賠償請求権に基づき、治療費等約19万円、休業損害約15万円、慰謝料約200万円のほか弁護士費用約23万円の小計約258万円の支払いを求めるとともに、Y2に対し、直接請求を認める保険約款の規定に基づき又はY1のY2に対するY1・Y2間の保険契約による保険金支払請求権の代位行使に基づき、Y1に対する判決が確定したときに、Y1と同じ支払いを求め本件訴訟を提起した。



5. 本件訴訟の主な争点は次のとおりである。

①債務不履行請求

ア. Y 1 に除雪或いは除氷の義務はあったか(債務不履行その1)。

イ. Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の義務はあったか(債務不履行その2)。

②工作物責任に基づく請求

ア. 本件駐車場が土地の工作物に該当するか。

イ. 本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたか。

ウ. Y 1 は、本件駐車場を占有していたか。

理由

1. 争点①ア(Y 1 に除雪或いは除氷の義務はあったか)

(1) Y 1 は、X との間で本件駐車場使用契約を締結している。駐車場使用契約の目的からすれば Y 1 は一般論としては、駐車場使用者が専用使用箇所に自動車を駐車したり、駐車場外に自動車を移動させたりできるようにする義務を負っていたといえることができる。そうすると、Y 1 に除雪或いは除氷の義務が生ずることもあり得る。

(2) しかしながら、本件転倒事故前日夜からの降雪量は若干量で、本件事故当時の現場の積雪量も10cm程度に過ぎないこと、本件転倒事故が起こった時刻が午前6時台後半であり、本件事故の17分前に自動車^{ようす}が記録されており、Y 1 が除雪・除氷をしなければ本件駐車場から車を出ることができないといった状態であったとは認められないこと、本件駐車場はXが本件マンションを購入した際から屋根のない構造であり、200台超の駐車スペースがあって相当の広さがあることからすると、Y 1 が本件転倒事故前に除雪或いは除氷する義務を負っていたといえることはできない。

2. 争点①イ(Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の義務があったか)

(1) Y 1 は管理会社との管理委託契約に除雪作業を含めておらず、特段の事情がない限り、駐車場における除雪作業を第三者に委託することはなく、日常の除雪作業を本件駐車場を利用する区分所有者や居住者に委ねてきたもので、Y 1 が、一般論としては、駐車場使用者が専用使用箇所に自動車を駐車したり、駐車場外に自動車を移動させたりできるようにすべき義務を負っていることに鑑みると、除雪作業等を上記のとおり委ねる以上、Y 1 は、駐車場使用者に対し、本件駐車場使用契約に付随して、転倒防止のための安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(2) Y 1 は、具体的には、駐車場使用者に対し、通常の靴に装着可能な滑り止めや融雪剤等を定期的に周知したうえで提供する、抽象的に注意を周知するのではなく、転倒事故が起こりやすい時間帯・気温、ゴム長靴の着用・滑り止めの装着、転倒の危険を減らす歩き方を知らせたうえで注意を周知するといったものであったといえるべきである。Y 1 は、これらを行っていなかった。なお、Y 1 はXが購入した本件マンションのQ館(Xが居住)以外に融雪剤を備え置いて、2013年2月ころ、降雪時の雪かき・融雪剤の散布などへの協力を求める告知文書を全戸に配布しているが、本件マンションのQ館において、本件転倒事故前に定期的に融雪剤の所在を示したうえでその使用を促す周知はなされていなかったため、融雪剤の周知・提供についても、Y 1 の安全配慮義務違反が認められる。

(3) したがって、Y 1 に滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務違反があったといえる。Y 1 がこれらを尽くしていれば、Xがこれに沿う対応をして本件転倒事故が発生しなかった蓋然性^{がいぜん}が認められるから、Y 1 の安全配慮義務違反とXの障害の発生との相当因果関係が肯定



される。

3. 損害額

治療費等約19万円、休業損害約12万円、慰謝料約160万円、以上小計約191万円、75%の過失相殺をし(損害額は約48万円)、弁護士費用約5万円を加えると約53万円となる。

4. Y 1 の不法行為責任について

(1) Y 1 に上記の滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務があったというのも、あくまで本件駐車場使用契約に付随してのものに過ぎず本件駐車場契約を離れて、Y 1 に上記作為義務があったとはいえない。Y 1 は、民法709条、民法710条に基づく不法行為責任を負わない。

(2) Y 1 が共用部分の管理をしていることをもって、専有部分の駐車場をY 1 が占有していたということはできない。また、本件転倒事故当時、本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたということもできない。Y 1 は、工作物責任を負わない。

解説

1. 本判決は、マンションの駐車場の利用者が自己の駐車場及びその周辺の雪かきをしようと同駐車場において自車に近づいたところ、足を滑らせて転倒し、左大腿骨頸部骨折を負った事案につき、マンションの管理組合の不法行為責任及び土地工作物責任は否定したものの、同組合は駐車場使用契約上転倒防止のための安全配慮義務を負っており、滑り止め等の提供又は注意喚起の安全配慮義務違反があったとして、同組合の債務不履行による損害賠償の支払いを一部認めたものである。

2. その理由とするところは、Y 1 との駐車場使用契約を離れて、駐車場使用者に滑り止めの提供や注意喚起の安全配慮義務があったとはいえないとし不法行為責任や工作物責任を否定し、さらに、Y 1 はXとの間で本件駐車場使用契

約を締結しているが、同契約から一般的に本件事故前にこれらの義務があったともいえないとする。

しかし、本判決は、Y 1 と管理会社との管理委託契約に除雪作業が含まれておらず日常の除雪作業は本件駐車場を利用する区分所有者や居住者に委ねてきたものであり、除雪作業等を駐車場利用者等に委ねる以上、Y 1 は駐車場利用者に対して転倒防止のための安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当であり、具体的には、Y 1 には滑り止め等の提供又は注意喚起のための安全配慮義務違反があったとした。なお、本判決は2013年2月ころ、降雪時の雪かき・融雪剤の散布などへの協力を求める告知文を全戸に配布しているが、本件マンションのQ館においては、本件転倒時事故前に定期的に融雪剤の所在を示したうえでその使用を促す周知がなされていなかったことを安全配慮義務違反の根拠の補強としている。

なお、原告は、被告保険会社に対し保険金の支払いも請求していたが、契約約款には直接請求の規定がなく、債権者代位についても管理会社が無資力であることの主張立証もないとして、その請求を棄却している。

3. 本件は、成人の女性が自己の駐車場等の除雪作業に行った際の転倒事故であり、誰にでも起こり得る事故である。本件では、契約上の債務不履行責任を認めているが、その違法性はさほど大きくないものといえるのではないだろうか。本判決も75%という大きな割合の過失相殺をしている。

4. 参考判例には、最近の転倒事故の判例を挙げた。①から④は雪に関連した転倒受傷事故についての判例であるが、①②③はいずれも請求を棄却している。

すなわち、参考判例①は、降雪のあった日に、正門から工場敷地内に入ったところで転倒受傷した事案で、会社に安全配慮義務違反はないと



した。

参考判例②は大雪の降った日にパチンコをしていた被害者(当時70歳代の女性)が、たばこを買いに出て戻り、店の出入り口付近で転倒受傷した事案で、店に安全配慮義務違反はないとした。

参考判例③は、刑務所内での受刑者が移動中に微量の雪の付着と凍結部分の存した渡り廊下で転倒受傷した事案で刑務所側に安全配慮義務違反はないとした。

他方、請求一部認容の**参考判例④**は、大規模小売店の雪で凍った店外階段で付着した氷に顧客が足をとられて転倒受傷した事案で、同店舗所有会社には工作物の管理責任を、また、管理会社には階段の安全管理に過失があるとしてそれぞれの責任を認め、連帯して105万円を認めた(一部認容)。

雪以外の転倒事故では、高齢者の転倒事故が多い。

参考判例

雪に関連した転倒事故の判例としては、次のものがある。

[請求を棄却]

①東京地裁令和元年12月20日判決(LEX/DB、判例秘書L07430911)

(工場に出勤し敷地内で雪のため転倒)

②東京地裁平成29年10月6日判決(判例秘書L07230313)

(大雪の日にパチンコ店出入り口付近で転倒)

③東京地裁平成30年3月27日判決(LEX/DB、判例秘書L07331656)

(受刑者が刑務所内にて、雪などの存した廊下で転倒)

[請求を認容]

④札幌地裁平成11年11月17日判決(『判例

時報』1707号150ページ)

(大規模小売店の雪で凍った店外階段で転倒受傷、105万円認容)

雪に関連したもの以外の転倒事故として最近の判例は次のものがある。

[請求を棄却]

⑤東京地裁令和5年7月31日判決(LEX/DB、判例秘書L07830990)

(高齢者通所サービスセンター内で転倒し受傷)

⑥東京地裁令和5年4月28日判決(LEX/DB、判例秘書L07830811)

(介護付有料老人ホーム内で転倒し受傷)

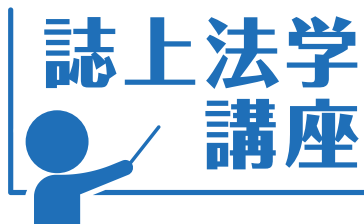
[請求を認容]

⑦神戸地裁令和4年11月1日判決(LEX/DB、判例秘書L07751087)

(認知症に罹患した80歳代高齢者が病院内の廊下で転倒受傷、約2600万円認容)

⑧東京地裁令和4年9月29日判決(LEX/DB、判例秘書L07732638)

(ホテルの食堂で宿泊客が水で濡れた床面に足を滑らせて転倒受傷、約270万円認容)



第2回

多重債務問題に関連する法律

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

本稿では、多重債務問題に関連する法律のうち、利息制限法、出資法、貸金業法、割賦販売法について、相談の現場で知っておきたいことについてお話しします。

利息制限法

1. 利息の制限

利息制限法は、お金の貸付けの契約(金銭消費貸借契約)について、民事上有効とされる利息の範囲を定めています。

有効な利息の上限は、元本区分額に応じて、元本が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合は年15%とされており、この制限利息を超える利息の契約は超過部分が無効になります(1条)。

債権者が業として行う金銭消費貸借(営業的金銭消費貸借)が同一当事者間で複数ある場合は、元本区分額は、既存の貸付残高と新たな貸付元本額との合計額に応じて決まります(5条)。

2. みなし利息

制限利息の適用に当たっては、債権者が受ける元本以外の金銭は、いかなる名義で受け取るかを問わず、利息とみなされます(みなし利息。3条本文)。この点、契約の締結と債務の弁済の費用は利息とみなされませんが(3条但書^{ただし})、営業的金銭消費貸借では、これらの費用についても、①公租公課、②公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの(強制執行の費用等)、③ATM手数料、④債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの

(カード再発行の手数料など)以外は、利息とみなされます(6条)。

3. 賠償額の予定

金銭消費貸借契約で債務不履行があった場合の賠償額の予定(違約金を含む)は、制限利息の1.46倍を超える部分が無効とされていますが(4条)、債務整理の現場で問題となる営業的金銭消費貸借については、年20%を超える部分が無効となります(7条)。

4. 保証料の制限

営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限り)がされた場合の保証料は、事業者による貸付利息と借り手が支払う保証料を合算して制限利息を超過した場合は、超過部分につき、原則として、保証料が無効となります(8条1項)。

出資法

1. 高金利の処罰

出資法の正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」といいます。同法は、元本を保証した出資金の受入れの制限や預り金の禁止をも規制の内容としていますが、債務整理の現場で重要なのは高金利等の処罰です。

同法は、金銭の貸付けを行う者が年109.5%を超える利息(債務不履行の賠償額を含む)の契約をし、受領し、要求する行為を処罰の対象としています(5条1項)、債務整理の現場で多く問題となる金銭の貸付けを行う者が業として行う貸付けについては、年20%を超えると処罰の

対象になります(5条2項)。出資法が処罰の対象とする金利と利息制限法の制限金利の間に差がありますが、貸金業法は、貸金業者が利息制限法を超える利息の契約、受領、要求をすることを禁止し(貸金業法12条の8第1項ないし4項)、行政処分の対象としています。

なお、業として行う金銭の貸付けで、年109.5%を超える超高金利での利息の契約、受領、要求行為には、ヤミ金融等への対策として特に重い処罰が定められています(5条3項)。

2. 保証料の処罰

出資法の規制は保証料にも及び、業として行う金銭の貸付けを業として保証する場合に、貸付けの利息と合算して年20%を超える保証料の契約、受領、要求をする行為等は処罰の対象となります(5条の2)。

貸金業法

1. 貸金業者

貸金業法は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益を図るためにさまざまな規制をしています(1条)。「貸金業を営む者」には無登録業者も含まれますが、「貸金業者」という場合は、業として金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介を行い、財務局または都道府県に貸金業の登録をしている業者をいいます(2条1項、2項、3条)。消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者ですが、クレジットカード会社が行うショッピング取引には貸金業法は適用されません。また、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など一定の者も貸金業者ではありません。

2. 規制の概要

貸金業法は、深刻な多重債務問題の解決に向けて、従来の法律を抜本的に改正して作られました。そのため、その内容は、参入条件の厳格化、貸金業協会の自主規制機能の強化、取立行為^{かか}の規制・生命保険契約締結の制限・公正証書に係る

規制の強化などの行為規制の強化、過剰貸付けの規制、監督官庁による監督の強化など多岐にわたります。

その中で、多重債務の相談の際に押さえておきたいのが、取立行為の規制、返済能力の調査と過剰貸付け等の禁止、高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効です。

3. 取立行為の規制

貸金業法21条1項は、貸金業を営む者または貸付債権の取立てについて委託を受けた者は、取立てに当たって、人を威迫し、人の私生活もしくは業務の平穩を害するような言動をしてはいけないと定め、その具体的な行為類型を挙げています。その違反は行政処分の対象となります。

4. 返済能力の調査

貸金業者が貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力の調査が義務づけられます。借り手が個人の場合には、「指定信用情報機関」の信用情報を使用し、自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、または他の貸金業者からの借入と合わせて100万円を超える貸付けについては、年収等の資料の取得が義務となっています(13条)。

5. 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けが禁止されます(13条の2)。個人が借り手の場合には、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けが原則として禁止されます(総量規制)。ただし、総量規制における借入残高の算定については、住宅ローンや自動車ローンなど一定の場合が除外されます(13条の2第2項)。

過剰貸付けの禁止は、それ自体が過剰部分の貸付けの効力を否定するものではありません。

6. 高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効

貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、年109.5%を超える利息の契約

をしたときは、金銭消費貸借契約自体が無効となります(42条)。ヤミ金融などの超高金利での契約の無効を主張する場合、従来は公序良俗違反(民法90条)を根拠にしていたましたが、貸金業法では明確な基準を設けて明文化しました。

割賦販売法

1. 分割払いを規制する法律

割賦販売法は、基本的には、リボ払い、分割払い、ボーナス一括払いなど、商品やサービス代金の分割払い、延べ払いに関する法律です。クレジットカード等は便利な反面、分割払いには手数料等がかかり契約内容が分かりにくくなる、手元にまとまった現金がなくても多額の商品等の購入も可能となるため多重債務に陥る危険があるなどの問題を抱えています。これに関して割賦販売法はさまざまな規制をしています。

2. 規制対象取引

規制の対象となる取引には、前払式割賦販売、前払式特定取引、割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん、二月払購入あっせん、クレジットカード番号等取扱契約締結などがありますが、相談の現場でよく扱うのは「信用購入あっせん」です。これは、消費者が特定の加盟店で商品・役務、指定権利を購入することを条件に、クレジット会社がその代金を販売会社に立替払いし、後日、消費者が代金をクレジット会社に2カ月を超えて支払う取引です。信用購入あっせんには、消費者がクレジットカードの交付を受け、これを提示して商品等を購入する「包括信用購入あっせん(包括クレジット)」と、消費者が商品等を購入するごとにクレジット契約を締結する「個別信用購入あっせん(個別クレジット)」があります。次では、信用購入あっせんに対する法規制のポイントについてお話しします。

3. 過剰与信防止義務

信用購入あっせんを業とする者(クレジット会社)のことを「信用購入あっせん業者」といい

ます。信用購入あっせん業者は、利用者とのクレジット契約の締結に先立ち、支払可能見込額を算定するため調査を行わなければならない、支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結が禁止されています。このうち、包括信用購入あっせん業者については、クレジットカード交付前と極度額増額前に調査を行うこととし、包括支払可能見込額の100分の90を超える極度額のカードの交付等を禁止しています(30条の2、30条の2の2、平成21年告示236号)。なお、一定の与信審査体制が整備されていると認定された「認定包括信用購入あっせん業者」(30条の5の4、30条の5の5)及びカード等の極度額が政令で定める金額(10万円)以下の「登録少額信用購入あっせん業者」(35条の2の3、35条の2の4、施行令24条)には、調査事項、調査方法、算定方法等について例外的取扱いが認められています。

これらの支払可能額の調査に当たっては、経済産業大臣が指定する指定信用情報機関の特定信用情報の使用が義務づけられています。

4. 民事ルール

消費者保護の観点から、契約の民事的効力に関して次の規制をしています。

①個別クレジット契約のクーリング・オフ

特定商取引法の通信販売及び訪問購入を除いた残りの5種類のうち、一定の取引(訪問販売、電話勧誘販売、特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約、業務提供誘引販売個人契約)における個別クレジット契約はクーリング・オフが可能であり、個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、反対の意思表示がない限り、販売契約または役務提供契約も同時にクーリング・オフされたものとみなされます(35条の3の10、35条の3の11)。

②過量販売についての個別クレジット契約の解除

訪問販売、電話勧誘販売による通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等につ

いての個別クレジット契約は、契約の時から1年以内であれば解除ができ、既払金の返還が認められます(35条の3の12)。

③不実の告知等による個別クレジット契約の取消し

特定商取引法の訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売を行う販売業者が、勧誘を行うに当たり、クレジット契約や販売行為の内容に不実の告知等をし、購入者が誤認により契約した場合、消費者は、販売契約とともに、個別クレジット契約を取消して、既払金の返還を求めることができます(35条の3の13～16)。

④支払停止の抗弁

販売業者等との間で商品の引渡しがないなどのトラブルが生じた場合、購入者等は、販売業者等との間に生じている事由をもって、包括クレジット契約または個別クレジット契約におけるクレジット会社からの支払いを拒否できます(30条の4、35条の3の19)。過払金の返還を認めるものではないので注意が必要です。

⑤契約の解除等の制限

包括または個別クレジット契約において割賦

金等の支払義務が履行されない場合、20日(7日の場合があります)以上の相当な期間を定めて書面(電磁的記録によることができる場合があります)で催告し、その期間に履行されないときでなければ、クレジット会社は契約の解除または残金の一括請求ができません(30条の2の4、35条の3の17)。

⑥損害賠償等の額の制限

契約の解除や割賦金等の支払義務が履行されない場合に、購入者等に請求できる損害賠償等に上限額が設定されています。支払総額(現金販売価格または役務の現金提供価格に手数料の額を加算した額)から既払金を引いた額に、法定利率(現在年3%)による遅延損害金を加えた額が上限となります。包括または個別クレジットに適用され、リボ払いには適用されません(30条の3、35条の3の18)。

なお、信用購入あっせんについては、分割手数料率についての制限規定がありませんが、出資法5条2項の趣旨に照らし、手数料率を同項に定める範囲内に設定するよう努めることを要請する自主規制があります。

新刊『多様化・重層化するキャッシュレス決済』のご案内



好評発売中

定価1,540円(税込)

ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。



詳しい内容は



ご注文は

https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html

https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)



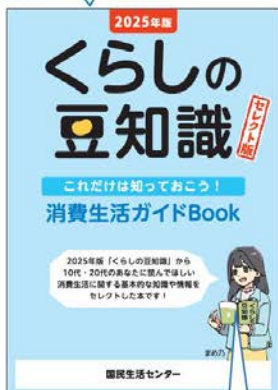
独立行政法人

国民生活センター

編集・発行

2025年版『くらしの豆知識 セレクト版』のご案内

『くらしの豆知識』に
若者向けのセレクト版が新登場！



A5判／64ページ

『2025年版 くらしの豆知識』の
紹介と試し読み版はコチラ→



<https://www.kokusen.go.jp/book/data/mame.html>

QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2024年11月19日(火)発売! 定価330円(税込)



ポイント1

『くらしの豆知識』の新シリーズ！

国民生活センターの消費者トラブル対策本から

「これだけは知っておこう！」をコンセプトに
10代・20代の方に向けて内容を厳選しました。

ポイント2

消費生活ガイドBookとして再編集！

イラストやルビを追加し、QRコードによる補足
を多用するなど、読みやすさと視覚的な分かりや
すさを心がけました。

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)